

337.83
Y19



* 0028043000 *

2

0028043-000

337.83-Y19ウ

戦時生活と物価統制

山田小四郎・著

学芸社

昭和16

ADH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

- 341

337.83

Y19



商工省物價局企劃課長 山地八郎 閱

山田小四郎 著

戦時生活と物價統制

學藝社 版



923
58

私を背きて公に向くは、是れ臣の道なり。凡そ人に
私有れば必ず恨有り、憾有るときは必ず同らず、
同らざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起るときは
則ち制に違ひ、法を害る。

聖徳太子十七條憲法より

序 文

緊迫せる國際情勢に即應、國防國家を建設、鐵桶の臨戰態勢を確立するため銃後全國民の總力を生産擴充を中心とする國家目的に結集することは刻下の急務である。それには國內體制の強力なる整備を必要とし且つ低物價を基調とする戰時經濟の圓滑なる運行を確保することが前提となる。

政府においても支那事變以來、物價對策については低物價を基本として諸般の統制を實施し來つたのであるが、殊に緊迫せる刻下の情勢下物價問題は更に一段の重要性を加へ、今後益々その強化擴充を必至とされるに至つてゐる。

而してかゝる臨戰態勢下において最も要請されるものは規律ある統制生活への國民の協力と實踐であり、一人と雖も戰時統制の埒外に誤ることは許されないのである。

併し乍らこれら物價統制の實施に際しては官民一致の協力に依るの外、眞に所期の目的は達し難く、その爲めには現在の物價統制の過程及び推移と而かもその基本的知識の完全なる認識

の徹底を必要とするのである。

本書は恰もかゝる要請に應へて上梓されたものであつて、支那事變を契機として進展せる物價統制の全貌を系統的にしかも平易に剩すところなく解説し盡した誠に適切なる戦時生活の指導書である。

因つて茲に廣く江湖の必讀を推稱する次第である。

昭和十六年八月

商工省物價局長官 牧

檜 雄

自序

緊迫せる國際情勢に即應する戦時綜合物價政策の樹立については昭和十六年八月十二日物價對策審議會第二回總會において低物價政策堅持と生産増強の調整案が決定、他面同十一日の總動員審議會第十七回總會によつて九・一八價格停止令の延長と新たに八・一一日を指定日とする料金停止を規定する價格等統制令改正の勅令案等が決定、茲に臨戦態勢の急速なる整備確立を見ることになり、物價、物資面への統制は生産、配給の分野のみならず國民消費生活の全般について今後一段の強化、飛躍を見ることになつた。

而かも物價統制法規については既に支那事變以來、幾多重要な發令を見てをりその悉くが戦時生活の嚴重なる規正を行つてゐるのである。

従つて此の非常の秋に際し、最早昔日の如き自由なる意欲・觀念をもつてしては一日と雖も過され得ないのであつて、統制法規に對する完全なる理解運用による國家目的の協力達成はその義務とされてゐる。

四
因つて今回商工省物價局の協力を得てこれら物價關係諸法規の系統的にして正確なる解説を
意圖し、併せて法規の全文と日常生活必需品の最高販賣價格を集録、臨戦經濟生活の實踐書と
した。

なほ本書上梓に當つて商工省物價局企劃課長山地八郎氏の多大なる御助力を得たことを附記
し感謝の意を表する次第である。

昭和十六年八月

著 者

目 次

第一章 物價の統制……………	一
一、物價はなぜ抑へねばならぬか……………	一
二、價格違反の檢舉は全國で百廿萬人……………	四
三、物價統制の經過……………	六
四、高物價は國を危態に導く……………	一〇
五、暴利取締令とはどんなものか……………	二
六、⊙⊙の價格表示をせぬものは違反……………	一四
七、規格表示も義務となる……………	一六
八、輸出入品等臨時措置法とは何か……………	一九
九、強化された罰則……………	二二
一〇、闇の賄賂も違反となる……………	二四

五

第二章 歐洲戰勃發と九・一八價格停止令

- 一一、最高販賣價格はどうして出來たか……………三六
- 一二、最高價格の基礎となつた物品販賣價格取締規則……………三〇
- 一三、物價統制の大綱最高販賣價格を決める基準……………三三
- 一四、戰時適正價格は中庸生産主義……………三六
- 一、九・一八（價格等統制令）とは何か……………四三
- 二、抱合せ販賣はみな違反……………四五
- 三、九・一八價格と最高販賣價格の關係……………四六
- 四、九・一八價格は廢止となるか……………四八
- 五、國家總動員法の改正……………五〇
- 六、統制違反の最高刑は十年の懲役と罰金五萬圓……………五一
- 七、最高販賣價格はどれだけ決つたか……………五五
- 八、九・一八廢止までに決る公定價格品は何か……………五八
- 九、最高價格はどうして決めるか……………六〇

第三章 七・七奢侈禁止令

- 一〇、最高販賣價格の引上げはどうか……………六三
- 一、七・七禁令は今後強化されるか……………六九
- 二、これからの贅澤品はどうなる……………七〇
- 三、製造販賣禁止となつた贅澤品の品目……………七三
- 四、販賣禁止となつた贅澤品の限界値段とその種類……………七五
- 五、贅澤料理の禁止とその種類……………八三
- 六、賣れなくなつた贅澤品は何々か……………八六
- 七、在庫品だけ認定で賣れる……………一〇一
- 八、宅地、建物も價格統制……………一〇四
- 九、土地、建物の賣買はどうなる……………一〇五
- 一〇、認可のない土地分譲は買手も罰せらる……………一〇七
- 一一、借地權（地上權）等の賣買はどうなる……………一〇九
- 一二、地代家賃統制令とは何か……………一一〇

八

一三、新築貸家屋の適正値はどうして決めるか……………一三三

一四、經濟新體制の確立……………一三三

一五、國家を忘れた私益の追及はいけな……………一二五

一六、生活必需物資統制令とは何か……………一二六

一七、切符制は益々擴大される……………一二七

一八、切符制で卸、小賣商はどうなる……………一二九

一九、物審の改組と物價問題の再検討……………一三三

二〇、低物價政策は續く……………一三四

二一、明日の問題は生産費切下と合理的經營……………一三六

二二、改組強化した物審の新陣容……………一三八

第四章 獨逸の戰時經濟統制とその刑罰……………一三二

一、價格形成長官の任命とその權限……………一三三

二、ドイツの價格引上げ禁止令……………一三五

三、ドイツの統制違反防止の手段……………一三八

四、ドイツの土地建物の統制……………一四〇

五、價格違反への刑罰……………一四二

六、罰金の最高は無制限……………一四三

七、峻嚴な戰時經濟令……………一四三

八、惡質の經濟違反は死刑……………一四六

九、所得税の戰時附加税は五割……………一四七

一〇、戰時價格の引下げ……………一四九

第五章 八・一一料金停止と全國料金一覽表……………一五三

一、全國宿泊料金調……………一五四

二、全國サービス料調……………一六四

三、全國手間賃調……………一六七

四、全國請負料調……………一八一

五、全國手數料調……………一八九

六、全國周旋料金調……………一九五

九

附錄一 最新物價關係法規……………101

經濟新體制確立要綱……………101



- 一、改正國家總動員法……………107
- 二、改正輸出入品等に關する臨時措置に關する法律……………127
- 三、改正暴利行為等取締規則……………129
- 四、價格等統制令……………133
- 五、價格等統制令施行規則……………139
- 六、奢侈品等製造販賣制限規則……………137
- 七、宅地建物等價格統制令……………139
- 八、宅地建物等價格統制令施行規則……………142
- 九、生活必需物資統制令……………147

- 一〇、地代家賃統制令……………150
- 一一、地代家賃統制令施行規則……………153
- 一二、地代家賃適正標準……………157

二 家庭必需品最高販賣價格便覽……………167

- 中央・地方で認可した協定價格數と組合數……………170
- 中央最高販賣價格決定品目……………170
- 醫藥用品最高販賣價格……………183
- 家庭用品最高販賣價格……………188
- 食料品最高販賣價格……………190
- 纖維製品最高販賣價格……………194
- 増補改訂欄……………199

戦時生活と物價統制

第一章 物價の統制

一、物價はなぜ抑へねばならぬか

物價の統制は戦時經濟の運命を左右する重要な政策である。若し戦争につきものゝ物資の不足から來る物價の値上りをそのまま放つておくならば、莫大な物資・資材を必要とする戦争は、直ちに非常な危機に當面するは勿論のこと、銃後の經濟生活を破滅に導くことになるのである。

従つて物價の抑制は、戦時經濟政策の最も大切な基調である。政府もそのため支那事變が始

まると直ぐ物價の抑制に懸命の努力をなし、現在も必死の努力を拂つてゐる。しかも支那事變は既に五星霜を經、その間には昭和十四年九月一日の獨・波兩國の戦端を口火にして、今や獨ソ戦争へまで發展し、第二次世界大戦への飛躍は必至と見られるに至つた。

現に本年五月十六日に開かれた十六年度陸軍軍師團參謀長會議で、東條陸軍大臣はその訓示中に、「……今や日獨伊三國樞軸の誓いよいよ固くさらにまた日蘇の間に中立條約の成立を見たりといへども皇國は既に五年にわたり、支那事變完遂のため最大の努力を傾注しつゝ、大東亞共榮圈建設に邁進中にして、世界の政局はいよいよ變轉極り無く歐亞の戦局は相關聯してつひに世界的規模と化し、戦火將に全世界に蔓延せんとす、しかも皇國はその眞只中に在り……」と、世界を覆ふ戦雲の急を説いて、更に鐵石の團結をもつて時艱突破の要を高唱されてゐる。

此の皇軍精銳への陸相の訓示は、また銃後國民への訓示でもある。戦時百億に餘る老大な年豫算を組んで事變完遂を圖らうとするには、自らわれわれの生活も嚴肅な規正を受けねばならない。そこには生産・配給・消費にわたる一貫した規律統制のもとに戦時經濟生活が實踐されねばならない。

一九三九年九月四日、第二次歐洲大戦の勃發に際して發したドイツの戦時經濟令にも、「祖國の國境の確保は、すべてのドイツ人より最高の犠牲を要求するものである。軍人は武器を握つてその生命を賭し、祖國の防衛に當る。彼等兵士の拂ふ此の大いなる犠牲を思へば、銃後全國民の力と全資力を擧げて、民族及び國家のために提供し、これによつて規律ある經濟生活の遂行を確保すべきことは蓋し當然の義務といはねばならぬ。特に全國民がその生活について必要な緊縮を行ふことは最も必要とするところである」と、全ドイツ國民の奮起を要望し、その國民生活規正のため、物價の値上りを封じる嚴格な「需要充足の價格拘束及び騰貴防止令」及び「價格引上禁止令」に次いで戦時課税、戦時賃銀、戦時價格を決定し、更にヒトラー總統は、「此の戦争によつてドイツ人は一人たりとも儲けてはならぬ」と絶叫してゐる。

戦争の要求する經濟原則は、洋の東西を問はない。わが日本の經濟もまた統制經濟でなければならぬ。そして戦時國民經濟生活の根幹となるものは物價である。物價を切離して經濟のない如く、消費經濟に物價を離して考へることは出來ない。物價の安定は國民生活の安定であるが、戦時物價の安定は物價の抑制を行はねばその目的は達しがたい。

いはゆる九・一八停止價格といはれる價格等統制令も最高販賣價格制度も支那事變によつて初めて日本に行はれた物價抑制の劃期的な制度でその持つ意義も頗る大きく重要である。殊に最高價格制度は國民の日常生活と切つても切れぬ密接な關係をもち、その決められた數も、十六年四月末現在で中央物價委員會で決つた商品だけで四萬點、地方物價委員會で決められた商品は四十萬點に上り更に今年中には全商品に殆んど最高販賣價格が實施されようとしてゐる。此の老大な公定價格を前にして當惑をしてはならない。公定價格は生活を規正するが、生活の安定はまた公定價格の嚴肅な勵行と實踐から始まる。賣る者も買ふ者も最高販賣價格のもつ重大な意義を認識して、それこそ苟にもその統制を紊すやうなことがあつてはならない。

二、價格違反の檢舉は全國で百廿萬人

しかし、これを實際の實情について見るとどうか、といふと、公定價格違反に問はれる者は夥しい數字に上つてゐる。例へば支那事變直後の昭和十三年七月に、全國に經濟警察を設け

て、經濟違反の取締りをやり出してから、十六年三月末までに經濟違反として全國警察官の檢舉した數は、内務省經濟保安課の調べによると、件數にして百十萬、人員にして約百廿萬に達し、その中事件として檢事局送りとなつた者十萬弱、裁判の結果處罰された者はその三・四割即ち三・四萬に上るといはれてゐる。しかもこれは總動員法第十九條に基く價格違反のみの統計であつて、違反の態様は價格違反が大部分の八割を占め、配給、製造制限規則等の違反は二割となつてゐる。尤も百二十萬の違反者の九十九パーセントは始末書を提出して説諭處分ですんでゐるが、此の老大な數字が示してゐるやうに殆んど凡てが價格違反であるから、如何に最高價格制度に對する知識が一般に乏しいかと判る。云ひかへると、何が故に公定價格を商品の一つ一つに決めなければならぬか、といふ現在の統制經濟に至つた國家の要請を正しく理解しなかつたためであらうと思はれる。自分の欲するものを自由に買ひ、客の嗜好によつて有り餘る商品を自己の利益によつて自由に賣れた事變前と、僅か數年を経た現在とでは餘りに急激な變化がある。そこに統制下における國民生活に、急轉する時代への對處を兎もすれば誤り勝ちな結果を招くことになる。併し事變半ばにして世界戰爭への規模にまで發展しつゝある現在、

最早一人たりと雖もその生活を誤つてはならない。國家の意思を體して一億一心相協力して、世界新秩序建設へ新しい發足をしなければならぬ。それには先づ、われわれの經濟生活の全般を規正されつゝある統制經濟の經過と、物價對策として行はれてゐる最高販賣價格制度への再認識から出發しなければならぬ。次ぎに、事變勃發後此の未曾有の國難を突破すべく再編成されつつあるわが戰時統制經濟の足取りを示し、その概要を解説して見よう。

三、物價統制の經過

物價統制の經過を掲記すれば、次の如くである。

昭和十二年八月三日 暴利取締令改正さる。

同 九月十日 輸出入品等に関する臨時措置に関する法律公布。

同 十三年四月廿二日 物價委員會令公布、地方物價委員會規則公布（これによつて商工省内に中央物價委員會、各道府縣に地方物價委員會が設置される）

同 十三年四月廿五日 中央物價委員會第一回總會を開催、商工大臣から「物價騰貴抑制の爲め探るべ

き具體的方策如何」の諮問があつた。

同 五月五日 第二回中央物價委員會において第一、第二の各特別部會を設置する。

同 五月廿七日 第三回中央物價委員會において、纖維品・化學工業品・金屬品・燃料・食料品・雜品・家賃・交通費等の各専門委員會が設置さる。

同 六月廿三日 第四回中央物價委員會で初めて専門委員會の答申を審議し、纖維品に對し標準最高販賣價格を決定答申さる。

同年 七月九日 物品販賣價格取締規則公布さる。

同 七月十四日 暴利取締令第三回改正。

同 十四年三月一日 中央物價委員會整備擴充さる（委員の増加、專任會長制となる）

同 四月廿七日 第廿三回中央物價委員會において物價統制大綱を決定答申。六部會設置さる。

同 六月十六日 商工省に物價局設置さる。

同 七月四日 中央物價委員會に、鐵・石炭・纖維の三特別部會を設置。

同 八月卅日 第二十九回中央物價委員會に於て、物價統制實施要綱を決定答申、六部會は解消さる。

同 八月三十日 第二十九回中央物價委員會で石炭對策要綱を決定答申。

第一章 物價の統制

- 同 九月六日 中央物價委員會に、第一特別、小麥・銅の三特別部會を設置。
- 同 九月十九日 第三十回中央物價委員會において、特定物資消費節約對策・砂糖・鶏卵消費節約方策を決定答申さる。
- 同 九月廿九日 第三十一回中央物價委員會で、鐵鋼對策要綱決定答申。
- 同 十月九日 第三十二回中央物價委員會において、纖維對策、石炭増産對策を決定答申さる。
- 同 十月十八日 價格等統制令公布。
- 同 十月廿六日 第三十二回中央物價委員會で、第一次に價格を公定すべき品目の順位・雜詰消費節約方策を決定答申さる。
- 同 十一月廿八日 中央物價統制協力會議が設置さる。
- 同 十二月十四日 第三十五回中央物價委員會で小麥對策を決定答申さる。
- 同 十二月廿六日 商工農林省令第一號暴利行爲等取締規則公布。(全面的改正となる)
- 同 十五年 三月三十日 第四十一回總會を最後に中央物價委員會は發展的解消さる。
- 同 四月一日 物價對策審議會官制、價格形成委員會官制の兩官制公布さる (これによつて内閣に物價對策審議會、商工省に價格形成中央委員會設置さる。
- 同 四月十一日 第一回價格形成中央委員會を開催、商工大臣よりの「低物價の方針に基く價格

の形成並に之れに關聯し探るべき具體的方策に付意見を問ふ」の諮問に基き一
般・纖維品・燃料・金屬品・化學工業品・食料品・農林水産品・雜品の各部會を設け各
所管事項について審議することになつた。

- 同 六月廿四日 暴利行爲等取締規則改正 (㊦㊧㊨の表示義務を課さる)
- 同 七月七日 奢侈品等製造販賣制限規則公布さる (所謂七・七禁令)
- 同 九月廿一日 價格形成中央委員會に石炭特別部會を設置。
- 同 十月十九日 價格等統制令改正 (九・一八停止期間更に一年延長さる)
- 同 十一月廿一日 宅地建物等價格統制令公布さる。
- 同 十二月七日 經濟新體制確立要綱成る。
- 同 十六年 三月三日 國家總動員法と輸出入品等臨時措置法改正さる。
- 同 四月一日 生活必需物資統制令公布さる。
- 同 五月九日 物價對策審議會改組。
- 同 六月十一日 公定價格の用語を「最高販賣價格」に統一さる。
- 同 七月十日 暴利行爲等取締規則改正 (抱合せ販賣禁止さる)

四、高物價は國を危態に導く

平時においては、物の値はその需要と供給の法則によつて賣れなければその物は放つて置いても安くなるし、その代りどんどん賣れるとその物の値は高くなる。又、幾ら賣れるからと言つて、餘りに高くなると、その物は賣れなくなるのが普通である。しかし戦争といふ國家の非常時にはさうは行かない。いくら物の値が高くならうとも戦争に必要な、資材・物資は飽くまでこれが必要とする。しかも物の方は戦争が起ると、巨額の需要を見越しての假需要が多くなるから、物價もそれにつれて實際の需給關係以上に高騰する。それを放つて置くと當然悪性インフレといつて物資が少ないのに通貨膨脹、つまり戦時豫算その他で金がウンと市場に放出されてゐるから、購買力が刺戟され、はてしない物價騰貴となり、こゝに一國の經濟基礎を危くする結果となる。そこで物價の抑制といふことは、戦時經濟下ではどうしても必要なこととなる。政府ではこのため支那事變が始まると直ぐ暴利取締令（大正六年九月一日農商務省令第

二十號）の改正を行つて、取り敢へず物資の不足を狙つて買占や賣惜しみをする暴利行爲を取締ると共に、更に取引の公平を期するため物品に販賣價格の表示の勵行を行はせ、一方それと併行して輸出入品等に關する臨時措置に關する法律（昭和十二年九月十日法律第九十二號）を制定、それに基いて物品販賣價格取締規則（同十三年七月九日商工省令第五十六號）を出し、物價の値上りを防止するため政府の指定する物品について指定の年月日に一時的にその物の値を一應釘付けにした。そして他方物價の安定を圖るため必要な物品について最高販賣價格を決めることになつた。これが所謂公定價格制のはじまりである。

五、暴利取締令とはどんなものか

では、暴利取締令といふのはどんな規則かといふと、之れは第一次歐洲大戰當時の物價の値上りに乗じて米の買占めを行ひ不當な巨利を狙ふ者があつたので、これを防止するため重要な物品を指定し、その物品を取締りの對象として發令されたものである。併し當時の事情と支那

事變下の現在とではその事情も原因も非常に違ひ、大規模な聖戦を完遂するには、單に限られた物品の賣惜しみや買占めを取締りの目標とするのでは戦時經濟の運用を圖ることが出来な
い。そこで政府は情勢の推移に伴つて、實情に即するやうに昭和十二年八月に暴利取締令の第
一回目の改正を行つたのを皮切りに、同年十二月に第二回改正、同十三年七月第三回目の改
正、同十四年十二月に第四回目を全文改正といふ劃期的改正を行ひ、更に昨十五年六月第五回
目十六年七月十日に第六回目と、改正に改正を重ね、現在ではその名稱も商工農林省令第一號
によつて暴利行爲等取締規則となり、大正六年當時のものとは全く内容を一變されてしまつた。

改正された主な點は、從來の取締令では取締りの目標を米、鐵、石炭、綿絲、綿布、紙、染
料等二十九品目に限定してあつたから、それ以外の物品については縦ひどんな暴利行爲があつ
ても取締れなかつたが、今度は品目を限定することを撤廢し、凡ての物品に對して此の規則を
適用、取締りの徹底を圖つた。次ぎにこれまでは一度前に戒告してから處罰することにしてゐ
たが、それでは最初の違反なら幾ら儲けても戒告だけですむといふことになり、惡徳業者を増
加するので今度は戒告を廢め、抜討的にいつでも處罰出来ることにした。

その三は昭和十四年九月十八日を限度として價格の停止が行はれ、次いで公定價格制が採用
されるやうになつたので、その價格等統制令と暴利取締令との關係をはつきりさせることに
なつた。即ち從來は公定價格即ち最高價格の表示ある商品についても、たとひ最高價格で賣つ
ても、仕入値段が安い時には暴利となると解釋されてゐたが、今度は、

一、價格に付價格等統制令第二條の適用を受ける物品（いはゆる九・一八價格のある物品）を
販賣する時。

一、價格に付價格等統制令第七條の規定に依り額の指定ありたる物品（いはゆる最高價格のあ
る物品）を販賣する時。

一、價格に付價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於いて、又は之れに基き
額を定め又は額の處分ありたる物品（價格等統制令施行規則第十一條）に掲げたる諸法令
に依つて販賣價格が定められ、又は是等の諸法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認
可その他の處分によつて販賣價格が定められた物品（例へば米穀配給統制法で最高價格の
決つた玄米の如き）を販賣する時。

以上の三種については、九・一八價格又は最高價格で賣る限り、暴利とはならぬことになつた。(但し注意すべきことはこれは暴利の場合の適用で、最高價格以内で賣る時は罰せられぬが、最高價格の値上げを豫想して商品の賣惜み、買占めをした時は處罰される)

その四は、商品の配給統制が強化され切符制等の割當てが多くなるにつれ、商品の窮屈化したことからブローカーの横行が盛んになり、巨利を博しようとする者が増えて來たが、從來の解釋では、販賣業者の側から頼まれたブローカーだけを罰するやうな意味にとれ易いので、今度はブローカー行爲の總て、つまり販賣者側、購買者側に限らず、およそ不當な報酬を目的とする營利的なブローカー行爲は、個人の一回しかやらなかつたものについても取締りの對照とされることになつた。

六、(公)の價格表示をせぬものは違反

その第五は、商品に對する價格表示の義務を課したことである、統制經濟の進展に伴つて最

高價格制が擴大されて行くが、夥しい商品について何の商品が公定價格で、何の商品が價格停止品であるか、店頭に立つて見ても表示がなければ判らぬので、これでは顧客にも不便であるし、取締りの監察上にも不都合を來すことになる。そこで價格等統制令の規定に基いて別に商工、農林兩省の告示をもつて表示の様式を決めたのである。即ち、

一、九・一八價格停止品については停止價格品と表示するか又は(公)の記號を付ける。

一、新製品で公定價格品でも停止品でもないものについては、新製品と表示するか、又は停の記號を付ける。

一、組合等で協定價格として認可を受けたものは、協定價格品と表示するか、又は(協)の記號を付ける。

一、公定價格の設定された物品については、公定價格品と表示するか又は(公)の記號を付ける。

一、價格等統制令第二條第一項の例外許可を受けたものは、許可價格品と表示するか、又は(許)の記號を付ける。

以上五つの表示を付けさせ取引の公正を期すことになつたが、その場合の表示が小さ過ぎた

り、不明瞭ではつきりせぬもの、符牒等で業者間には判るが、客には全然値の判らぬものなどがあつては價格表示の意味がなくなるので、更に誰の目にも直ぐ價格の判るやうに店頭に掲示するとか、見易い表示の方法をとらせるやう命令した。そして此の表示の義務は物價値上りの防止手段でもあるので、これが除外例は出来るだけ認めないこととした。例外として純然たる農林水産業者即ちお百姓や漁師は全く除外される外、

- (イ)、各種行商
 - (ロ)、各種露店商
 - (ハ)、入札又は糶賣りの方法に依り販賣を爲すもの
 - (ニ)、その他地方長官において表示を命令するを適當ならずと認めるもの(例へば荒物雜貨小賣商、入札又は糶賣りの方法に依り販賣をなすもの)
- についても、地方長官の採量によつて例外とすることが出来るとしてゐる。

七、規格表示も義務となる

第六は、最高價格品が續々と設定されるやうになつたが、それと共に業者の利益も從來と比

べウンと縮少されて行く結果、中には質・内容において全く同一のものでありながら、外觀の體裁を少し變へる、例へばこれまでは丸い容器であつたがこれを四角に變へるとか、レットル

清 (詰 壺) 酒		
規格	上	何々酒醸組合
アルコール分十五度以上 原エツキス分廿九度以上	等	一升詰二圓卅錢
	酒	

(これは例示で様式は一定してゐない)

を貼りかへるとか、規格を少し變へ、これまで黒絲十本であつたのを赤絲を一本混ぜるとか、甚だしいのは値を下げられぬから目方を減らすなど色々の工夫を凝らして、實質的な値上げを企む不徳漢も出て来るやうになり、更に多種多様の最高價格品又は協定價格品中では單に價格

を表示しただけでは、それが他の同種のもの、どう違つてゐるのか、はつきりせぬ不便もある。これらを明瞭にして取締りの目的を達せられる様に、今回必要によつて物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量、又は數量の表示も命じ得ることになつた。一例を挙げると酒には上等酒、並等酒の最高販賣價格があるが、單に何々酒、何々正宗とだけでは價格の表示があつても、それが上等酒か並等酒か判らない。そこで壘詰ならその一本、一本に圖の如く、公定價格品の表示と共に等級、規格、容量等も明記させることになつたのである。

以上が、暴利取締規則の改正の要點であつて、此の規則の違反に對しては暴利行爲は三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金を、價格表示の命令に逆いた場合、又は虚偽の表示をした者については、それぞれ拘留、或ひは料金の罰則が設けられてゐる。

更に第六回目の改正では(一)従來は暴利の目的がある場合に限つて買占め賣惜しみを取締つてゐたが今後は廣く營利の目的があるか又は業務に關するものなる以上原則として物品の買占め賣惜しみを禁止することとした(但し主務大臣又は地方長官の指示ある場合その他正當な事由ある場合にのみこれを例外として認める)

(二)抱合せ販賣及び負擔付販賣については従來取締りの明文がなかつたが今回新たに原則としてこれを禁止することとし前項の例外と同様の場合にのみこれを認めることとした。

(三)従來不當の報酬を得る悪質ブローカーの取締りは物品のブローカーに限つてゐたが今後は不動産の賣買斡旋にも取締範圍を擴大した

以上の改正によつて物資の偏在を防止し配給の公平、價格統制の遂行を期すこととなつた。

八、輸出入品等臨時措置法とは何か

かうして戦争の勃發に伴つて起る物資、物價の激動に際して、いはゆる暴利取締規則といふ傳家の寶刀を抜いて、商品の思惑、賣惜み買占めを應急的に封じることになつたが、支那事變が擴大し戦争が長期戦となると、軍需資材の十分な確保供給を圖ることはもとより、生産力を擴充して重要物資の増産を期せねばならぬが、輸出入についても重要な軍需物資の輸入を圖るためには、日本の正貨を外國に出来るだけ出さぬやうに輸出を増進する必要がある。そして戰

争に直接必要のない民需用の物資については、なるべく輸入を制限して行く、一方民需用物資の輸入を制限すると、國內物資の軍需用増加と俟つて益々物資の不足を來すことになるが、國民生活の維持安定を圖ることも更に必要である。そこで物資の供給需要を調整し、配給から消費に至るまで、規正して行かねば長期戦下の財政經濟に對應して行くことが出来ない。此のため政府は先の暴利取締規則の改正に引続き「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」(昭和十二年九月十日、同十三年五月、同十六年三月一部改正)、俗に臨時措置法といふものを出した。

此の法律は法文の示すごとく、例へば第一條の政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保するため、特に必要ありと認むるときは命令の定むるところにより物品を指定し、輸出又は輸入制限、又は禁止をなすことを得とし、また第二條においては、輸入の制限その他の事由により需給關係の調整を必要とする物品には、左の措置をしてもいゝこととした。

- 一、命令の定むるところにより當該物品を原料とする物品の製造に關し、必要なる事項を命じ又は制限をなすこと。
- 二、當該物品又は之れを原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要なる命令をなすこと。

すこと。

斯くの如く輸出入の制限禁止から、そのために惹き起される物の不足について、配給から消費の統制まで行ふことが出来るやうにした非常に廣汎な規定であつて、實際的にも此の法令に基いて羊毛、ゴム、棉花、藥品等の輸入制限、又は禁止、これらを原料とする製品の製造、或ひは使用の制限、更にこれらの製品の配給、販賣の統制等幾多の省令が出てゐる。現に特免綿製品、ゴム靴、鐵鋼等の切符制なども此の法律に基いて行はれたものであるが、それよりも現在の國民生活と切つても切れぬ關係となつた公定價格制も、初めは此の措置法に基いて發せられてゐた。前述した物品販賣價格取締規則(昭和十三年七月九日、商工省令第五十六號)がそれである。また贅澤追放の消費規正を行つた七・七禁令と俗にいはれる奢侈品等製造販賣制限規則等も、實に此の臨時措置法に基いてゐるのである。

九、強化された罰則

かく此の臨時措置法は、戦時経済の運行に重要な役割を持つたものであるが、その目的とするところがその名の示す通り、支那事變に關聯した臨時立法であるため、支那事變が終了した場合は一年内に廢止されることになつてゐる。しかし立法の趣旨が戦時経済の運行を確保調整するために作られたものであるから、統制の完全を期する上から此の法令のもつ権能は非常に大きく、従つてこれに基く統制に違反した場合の罰則も暴利取締規則の違反とは比較にならぬ厳格なものである、しかも此の罰則は第七十六議會において更に強化され、統制経済に對する當局の堅い決意を示した。即ち前の罰則では、

第五條 第二條の規定による命令若くは處分又はその命令に基きてなす處分に違反したる者は一年以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處す

とあるが、改正された措置法では

第五條 第二條の規定に依る命令若くは處分又はその命令に基きてなす處分に違反したる者は七年以下の懲役、又は五萬圓以下の罰金に處す

とあり、更に

第五條の二 前二條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及び罰金を併科することを得

と、懲役一年から一躍して七年に強化され、しかも場合によつては懲役と罰金を同時に科するぞといふのである。このやうに峻嚴とされた理由は、物資の生産、配給、消費に互つて統制が強化され、法規も夥しい數に達するやうになつたが、一方統制経済に對する違反狀況はどうかといふと、これまた事變以來益々増加の一途を辿り、昭和十五年下半期には前年同期の數倍に達するばかりか、違反の性質も事變當初と違つて非常に惡質となつて來る傾向が見える。即ち最初は國民一般に統制経済に對する訓練が心理的に足りなかつた。價格停止後一年間に公定價格を決めることになつてゐたが、多數の商品のため容易に公定價格が進捗しない。製品に公定價格が出来ても、その原料が九・一八價格で抑へられてゐるため無理があつた。配給機構が組織化されてゐない。周圍に闇取引が横行してゐるので、闇に對する罪惡感が徹底しなかつた等、違反の大多數がこれまでの自由経済に慣れ、統制経済への心構へと認識が足りなかつたことによつてゐた。従つて違反關係も小賣業者などで情狀の酌量すべき軽い罪のものが多かつたのである。

ところがその後の傾向は繊維類、鐵鋼關係、非鐵金屬業者等を主なものにして卸業者、ブローカーの違反が目立ち、その違反の性質も二犯、三犯の累犯が少なくなく、明かに意識的に悪質化してゐる點が見られ、その得た不當利得も、従つて莫大な金額に達してゐるのに、一方これを罰する制裁の方は不當利得に比べて甚だ軽く、その間の均衡がとれなかつた。

例へば綿布の闇で一舉に五十萬、百萬といふ巨額な不當利益を得た者に、その罰則が五千圓以下といふのでは制裁とならぬのみか、却つて法律の威嚴を輕視する結果となり、惹いては一般に對しても悪い感化、影響を與へることになる。そこで制裁を嚴重にしてかゝる不心得者の絶滅を期すことになつたのである。

一〇、闇の賄賂も違反となる

それから、改正法令にもう一つ注意すべき點は、新に

第九條 本法に依る命令に依り統制をなす法人その他の團體の役員又は使用人その擔當する統制事務に

關し賄賂を收受し又は之れを要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す、因つて不正の行爲をなし又は相當の行爲をなさざるときは五年以下の懲役に處す

第十條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役、又は五百圓以下の罰金に處す

と二つの條文を加へて統制違反に對する賄賂の贈收受にも處罰することを明かにしたことである。これは生産、配給、消費を一貫した統制の計畫化が進み、切符による割當制が次第に各物資に亘つて廣く採用されて行くと、物資の流れ方が一定され、切符、若しくは割當票を持たぬ者へは物資が配給されぬことになる。すると、これらの物資の配給又は割當てを行ふ工業組合とか商業組合などの統制團體の役員とか事務員に賄賂を使つて、切符、割當票無しで配給を受けようとする者が出來たり、又は團體の役員等の中には自分の緣故、知己などのために不正に統制物資を多く流してやるとかの闇行爲が兎角起り勝ちとなるが、これまでの法律では工業組合等特別法においてこれらの濫職的行爲を罰する法規が設けられてない限り、かういふ違反を罰することが出來なかつたので、今回統制違反の罰則を強化する機會に、此の種の統制をす

る法人、團體の役員又は使用人の收賄又はこれらに對する贈賄をも處罰することが出来るやうにし、統制經濟の事務運営に當つての公正を期したのである。

一一、最高販賣價格はどうして出來たか

かく支那事變の勃發によつて軍需資材の確保を圖るため、輸出入品等臨時措置法によつて政府は物資の需給調整を行ふことになつたが、物資の調整を圖るには先づ物の價格を適正なところに決めなければならぬ。なぜなら戰爭は同時に大消耗戰でもあるから巨額の物資を必要とし、國家の豫算も戰時百億を超える老大な金額となる。従つてこれが直接間接に市場に放出されて、國民の購買力を増加するが、他方軍需用の著増と輸入品の制限乃至禁止によつて國內の民需用物資は益々不足することになり、こゝに需給の關係から物が少なくなれば物價の値上りを來すといふ勘定になる。物資が足らず物價は高いといふことになれば、國民生活を脅かすことになるから、これはどうしても物價を抑制して行かねばならぬ、物價の高騰を防ぐためには

生産力を擴充して物資の増産を圖る一面、國民の消費を節約することが必要であるが、差當りの對策としては先づ物價の高騰を國家といふ大きな力で抑へることが一番効果があるわけだ。そこで政府は暴利取締規則を強化して物價の値上りを狙ふ不當な利得を抑制したが、それだけでは十分な効果が期待されぬので物品に一定の價格を決め、それ以上に高く賣つてはならぬといふ建前の下に最高販賣價格、即ち公定價格を設けることになつた。

昭和十三年四月二十二日、物價委員會令を公布して物價に關する事項を調査審議するため、商工省内に中央物價委員會と各道府縣に地方物價委員會を設けた。此の物價委員會の構成は中央物價委員會は委員三十人以内（後に五十人となる）地方物價委員會は十五人以内のそれぞれ關係各官廳の高等官と學識經驗者を委員として組織され、中央物價委員會は商工大臣、地方物價委員會は地方長官の各諮問によつて物價の審議をすることになつてゐる。

此の中央物價委員會の第一回總會は同年四月二十五日に開催され、商工大臣から「物價騰貴抑制のため採るべき方策如何」といふ諮問があつたが、これに對し委員會は、

一、一般消費の調整

- 二、政府消費の調整
 - 三、供給の確保
 - 四、配給の改善
 - 五、運輸の改善
 - 六、國民精神總動員運動との聯繫
 - 七、その他重要な事項
- 又、各種の物資に對する價格騰貴抑制の具體的方策として、
- 一、物價の現狀に鑑み特に對策を必要とする物品の選定
 - 二、差當り設置を必要とする物資別専門委員會の選定
 - 三、公定價格、基準價格等の決定並にその實施に關する方針
 - 四、物價の監視取締りに關する方針
 - 五、地方物價委員會との聯絡方針
- 等を答申したが、同年五月五日には中央物價委員會に第一、第二の特別委員會を設け、第一

特別委員會は各種の物資に共通する一般的價格騰貴の抑制對策に關する事項を、第二特別委員會は各種の物資に對する個別的價格騰貴抑制對策に關する調査審議の機關とし、越えて二十七日の第三回物價委員會で食料品物價専門委員會、纖維品物價専門委員會、雜品物價専門委員會、燃料品物價専門委員會、金屬品物價専門委員會、化學工業品物價専門委員會、家賃交通専門委員會、運輸専門委員會の八専門委員會が設けられ、公定價格、基準物價の決定とその實施に關する方針を決めることになつた。

公定價格、基準價格を決める場合の價格の標準としては

- イ、輸入品については輸入價格
- ロ、輸出品については海外の市場價格
- ハ、生活必需品その他國內生産の一般物品については少くとも、現在以上に價格を騰貴せしめぬ

といふことを前提として、個々の事情に應じ支那事變前を目標として引下げ、原則として公定價格、基準價格の決定は、小賣、卸、生産の各段階毎に行ふことにし、この目標の下に中央

物價委員會は同六月二十三日の第四回と同七月一日の第五回委員會で初めて綿製品、麻製品、皮革製品、米材、ゴム製品、工業藥品等の値上りを抑へるため、それぞれ標準最高價格を決めたのである。そしてこれらの公定價格を守らせるためには暴利取締令では不十分なため、同七月九日輸出入品等臨時措置法第二條の規定に基いて物品販賣價格取締規則（後に價格等統制令の公布によつて廢止となる）を公布し、これによつて中央においては商工大臣が中央物價委員會で諮問答申した物品の販賣價格を最高販賣價格として指定し、地方では地方長官が地方物價委員會の答申に基いて、それぞれ最高販賣價格の指定をする仕組みとした。

一二、最高販賣價格の基礎となつた物品販賣價格取締規則

此の物品販賣價格取締規則といふのは全文二條からなつたもので、左の通りである。

第一條 商工大臣の指定する物品を販賣する者は何等の名義をもつてするを問はずその指定の際商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を、商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定したるときはの

販賣價格を越ゆる對價をもつて當該物品を販賣（指定前日になしたる契約に依る引渡しを含む）する

ことを得ず、但し輸出する場合、取引所において賣買する場合、及び已むを得ざる事由に依り卸賣に

ついでには商工大臣、小賣については地方長官の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第二條 前條の物品を販賣する者はその販賣に當り前條の規定に依る制限を越ゆる對價をもつて當該物品を販賣したると同一の利益を擧ぐる目的をもつて買戻約款を附し、他の物品を併せ販賣しその他これに類する行爲をなすことを得ず

右の如く商工大臣が指定した物品を賣る者は、何等の名義をもつてするを問はず、その指定の際商工大臣の指定した年月日の販賣價格を越えて賣ることが出来ないし、又、商工大臣若は地方長官が販賣價格を指定したときはその販賣價格を越えて賣ることを許されない。これが最高販賣價格即ち公定價格制の最初の骨子となつたのである。そして中央物價委員會で最高標準價格を決めた物品について物品の指定をすることにした。

かく戦時物價對策として公定價格制が採用されることになつたが、價格が公定されるとそれに伴つて起る弊害も多くなつて來た。即ち統制經濟に對する國民一般の認識の不足と、應急的に價格を抑制しなければならなかつた事情のため、公定價格そのものに生産、卸、小賣の各段

階毎にする一貫性と、他の物資、価格への連關性に缺けるところがあり、これらが累積して闇の横行を見るやうになつた。併し國民生活の安定を圖ることは戰時政策の最重要の部門であるから、此の困難を克服するため政府は公定價格制に再検討を加へることになり、こゝに物價政策に一段の飛躍を見せる綜合的物價政策を樹てることになつた。つまり物價を抑へるには最終の段階の小賣價格だけを抑へたのでは十分な目的が達せられない、そのためには原料となる價格を先づ抑へ、それから製品の價格を順々に決めて行く、原料を抑へるにも原料と密接な關係にある加工賃、運賃、勞銀、利潤等を睨み合せ、その他金融とか需要供給の關係とか財政經濟の全分野に亘つて適當な調整を加へ、物價政策の圓滑な運用を圖らうといふことになつて、昭和十三年の十二月中央物價委員會の機能を整備擴充するため、物價委員を五十人に増加すると共に前の第一、第二の特別委員會を廢め新たに常任委員會を設け、生産、配給、消費、通貨、金融、貿易、爲替、交通、賃銀の各事項について常に調査審議し物價調整の對策方針を樹てることとなり、第一（價格公定）第二（需給調整）第三（賃金）第四（利潤、家賃、地代）第五（運賃）第六（物價統制勵行）の六部會を設け（八月廢止）綜合的物價調整の具體的な審議を

行ふことになつた。そして此の改組擴充された中央物價委員會によつて物價對策が検討され、翌十四年四月廿七日物價統制大綱を、更に八月卅日にはその具體的實施方法を示す物價大綱實施要綱を決定答申し、政府これを採用してこゝに劃期的な戰時物價對策の根本方針が決つたのであるが、更に昭和十五年三月三十日此の綜合的物價對策の具體化と共に第四十一回總會を最後として中央物價委員會は發展的解消を遂げ、新たに物價對策審議會と價格形成中央委員會が設けられたのである。

一四、物價統制の大綱

最高販賣價格を決める基準

「物價統制の大綱」は

第一項 戰時物價政策の目標

第二項 公定價格の問題

第一章 物價の統制

- 第三項 需要供給の調整
- 第四項 生産費の構成要素の調整
- 第五項 物價統制の勵行

の五項目に分類されてゐるが、その内容の大意は

第一、物價政策の目標の冒頭において、先づ戦時物價問題解決の急務を説いて、支那事變の長期戦化に備へるには最大の急務は、生産力の擴充と物價問題の確立にあるとし、そのため総合的物價對策の樹立、即ち事變の進展に伴つて物價政策の目標をこれまでのやうな直接物價現象を抑制する應急的對策に依存することなく、財政經濟の全分野、物資の生産、配給、消費、勞力、運輸等各方面にわたる総合的對策の實施が必要である。それには統制さるべき物價の基準を輸出を増進せしめるやう、國際物價水準に照し合せて定めるべきで、價格の形成については

- 一、輸入品については、輸入價格を基礎とし、同種の國內生産品がある場合には適當な調整を加へる。

二、輸出品の原材料については、その輸出品の海外市場での價格を基礎とし、生産擴充の關係を考慮して適當な調整を加へる。

三、その他一般物品については、軍需の充足、生産の擴充、國民生活の維持を目的とし、併せて輸出品原材料等の價格との均衡を考慮する。

そして物價をこの基準まで引下げるとは、どうしても製品、原材料の價格を引下げねばならないが、過渡期においては生産を低下させる虞があるので、各産業の經營の合理化と能率の増進によつて極力生産費を切詰め生産の減少を防止する。止むを得ない時は補助金政策も考慮する。

第二の價格の公定については、戦時體制下の經濟活動を最も合理的に運營して行くには、一定の物價基準のもとに價格を公定することが物價統制の根幹となる。そしてその公定價格は、他の諸物價との關聯を考慮して出来るだけ普遍的に決める。即ち適正な規準方法によつた戦時適正價格でなければならぬ。

ではどんな品目に價格を公定するか、といふとそれは原則として戦時國民經濟に特に必要な

もの、軍需資材、輸出資材、生産力擴充資材、國民生活必需品等から決める。その場合にも全體の價格形成に重大な影響のある重要品目から先づ決めて行く。價格形成についても各物價との均衡をはかり、品質の低下、量目の正確を期して行く。

公定價格品と非公定價格品との關係については、公定價格品の價格の維持に影響を與へるやうな場合は、原材料の使用制限とか製造の禁止をも行ひ、更に不當な利得を得るやうな場合には、賦課金なども課して公定價格品と非公定價格品との調整をするのである。

一五、戰時適正價格は中庸生産主義

次に戰時適正價格はどうして決めるかといふと、原則として原價計算即ち原材料、賃金、運賃、利潤等の價格を構成する各要素毎に適正とされる原價計算を行ひ、それを物價基準に照應させる。その際一律に機械的な原價計算主義で行くと、時によつて物價を高い所に決める虞れがあるから達觀的に物價相互の均衡を考慮して戰時物價基準の維持に努め、原價計算は中庸

生産費主義を原則として特殊の場合に限つて適當な調整を加へる。公定價格は最高販賣價格とし價格公定後に原價にある程度を超える變化の出來た場合に、一定の準則によつて公定價格を改定する。價格の公定は原則として生産者又は輸入者から最終小賣までの各段階毎に價格を決める。

第三の需要供給の調整については、物價騰貴の根本原因は物資需給の不均衡にあるから、物價對策は需給調整に重點を置き、物資動員計畫、物資原材料の配給調整の外、臨時資金調整法の運用、貯蓄奨励運動、金融對策等の諸對策相互の間に更に一層密接な連絡を圖り、物資、資金の需給には根本的計畫を樹て需給の適合を完璧にする。

そして此の際物資の供給を増加することは、生産能力から見ても不可能であるから、現下特に必要とする物資の生産に生産力を極力集注せしめ、このため必要な場合には戰時下比較的不急不用の品目についてはその生産の制限又は禁止をする。

價格を引上げて生産を増加することは現下の物價統制の目的に背く虞があり、更に一國の産業の基礎をも危くするから、大局から見ても眞に己むを得ない場合の外は、これを排除し専ら經

營の合理化と能率統制とその増進によつて生産の増大を圖る。

現下の情勢においては、供給の増大を圖ることは自ら限度があるから、需給調整の主眼點はこれを需要の方面に置く必要がある、それには政府豫算、生産擴充等に基く需要を調整すると共に、一般民需についても購買力の吸收、消費の合理化と節約のため個人の家庭消費から法人團體の消費の抑制を徹底し、戦時下比較的不急不用の物資については、必要ある場合には各品目に對して法律上の消費制限又は禁止をなす消費の規正を斷行する。

配給の調整についても、配給機構を合理化し、物價騰貴を招くやうな思惑や買溜めは徹底的な取締方法を講じる。

第四の生産費構成要素の調整については、戦時適正價格を決める必要に迫られてゐる段階においては、單に物價を公定するだけでなく、その原價も適正に決めなければ物價對策はその目的を達し難い。従つて生産費の構成要素である原材料の外、賃金・運賃に商品價格の形成の要素である利潤と更にこれらと關聯する家賃、地代についても物價對策と睨み合せ根本對策を講じる。

戦時適正物價形成の上に必要なとする賃金對策の主眼點は、必ずしも従業者個々の所得を制限するのが趣旨でなく、賃金が價格に及ぼす影響を考慮して、生産費の中に含まれる賃金の總額の適正な低下を圖つて、出来るだけ従業者の生産能率の増進を期するのである。

運賃その他の運送費は物價の構成に重要な要素であるばかりでなく、物資の需給を調整してその配給を適切にするには、海陸輸送の統制のある運営を圖り、運賃等の合理的な規正をする必要がある。運送の順位を定めて重要物資の運送を優先的にし不急不用の物資の運送はこれを制限する。

戦時適正物價の形成について必要とする利潤對策の主眼とするところは、必ずしも各個の企業經營の利潤率そのものを直接制限するのが趣旨ではなく、利潤が價格に及ぼす影響を考慮して、商品の價格中に含まれる利潤の適正な引下げを圖るにある。

物價その他の公定については、それぞれその商品の價格の中に含まれる生産者、配給者等の利潤につき、各種の業態に適合した戦時適正標準をきめてこれによらしめるのである。

家賃、地代については戦時適正物價の樹立を確保する目標のもとに合理的に規正する。

第五の物價統制の勵行では、戰時經濟下にあつては政府の物資買入れは物價の大勢を支配するから、政府はその買入れにあつては單價の適正な調整に特に留意して、實踐もつて物價統制の勵行に國民に範を示す必要がある。

戰時における物價統制の絶対必要性と、その國民經濟、私生活に及ぼす效果、影響、物價統制の趣旨内容等を國民の各層に徹底、理解せしめると共に、その協力を求める必要がある。

そして、最後に附記として價格の公定については、差當り必要と認める品目に對し、從來の手續によつて遲滯なくこれを實施し、物價統制の大綱に基く原價計算の方法等によらずして定められた公定價格については、他日これを再検討した上右の方法に準據してこれを改正することがあるとしてゐる。

第二章 歐洲戰勃發と九・一八價格停止令

前述の如く綜合物價對策の根本方針が決定し、之れに基いて最高販賣價格その他の戰時物價對策が樹立されようとするとき、突如勃發したのが第二次歐洲大戰である。此の報を入れるや支那事變下にあるわが投機・商品市場は俄然異常な活況を呈し、東株の如き一夜にして十餘圓宛奔騰、僅か三日のうちに百三十圓臺から四日目には百七十圓臺へ暴進した。各市場の環境も亦恰も第一次歐洲大戰當時の好況を再現するかに見えた。併し第一次世界大戰當時と今回のわが國情を繞る歐洲戰亂とは環境・事情において非常な相違がある。前大戰ではなるほど日本としても參加國ではあつたがそれによつて直接影響されるところはなかつた。寧ろ歐洲交戰諸國の貿易の減退によつて大いにわが輸出貿易の伸張を見たのであるが今次大戰では既にわが國としては、昭和十二年七月來支那事變を繼續してをり、戰時物資はもとより生活必需品の供給確

保が圖られねばならぬ事情にある。かくの如き状態に於いて物價の高騰を必然とする投機・商品市場の思惑的操作の許さるべきでないことは當然である。そこで政府はかゝる思惑を封じ、物價の高騰を抑壓するため斷乎たる措置をとることに成り、同年九月十九日の閣議に於いて、價格公定までの應急處置として物價の一般引上げを停止することに決定し、越えて十月十八日にはいはゆる九・一八ストップ令といはれるわが經濟史上劃期的な價格等統制令が國家總動員法第十九條に基いて公布され、こゝに價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、賃金、給料に及ぶおよそ價格の全面的停止が十四年九月十八日を期限として釘付けとされたのである。

一、九・一八價格（價格等統制令）とは何か

なぜ九月十八日を期して價格停止が實施されたかといふと、これは第二次歐洲戰の勃發を契機に、應急的に物價高騰の抑制をしなければならなくなつた、その方針の決つた日（十九日）

の前日を指定日としたのであつて、九・一八日そのものに特別の理由はないのである。では此の價格停止令によつて物價はどう影響されたかといふと、先づ

(1) 價格（運送賃、保管料、損害保險料、保管料、賃賃料、加工賃）は、價格等統制令第二條の規定によつて九月十八日の指定期日を越えて契約し、支拂ひ又は受領することが出来ないうことになつた。そして此の指定期日の價格といふのは價格等の受領者（賣主）についての額によつて受領者（買主）別に決まることになつた。従つて買手の値で抑へるのでないから、同一商品でも賣手が甲乙丙にそれぞれ違つた値で賣れば、その賣主のそれぞれの値で停止される。（但し同じ事情の下において數種の契約額があつた場合はその最高額による）

(2) 次ぎに九・一八當日に價格のない場合はどうなるか。例へば蜜柑とか枇杷（蜜柑枇杷には現在公定價格がある）とかの季節品でたま／＼九月十八日に品物の出廻りがなく従つて價格のないものはどうするかといふとこれは價格等統制令施行規則第三條の一、二、三項によつて最近の市場價格で決める。つまり蜜柑について云へば九・一八日に一番近い蜜柑の最後の出廻季節の市場價格又はこれに準ずるものは九・一八までの一般物價の變動を考慮加減して値を

決める。新製品についてはこれと同じやうな商品の九・一八當日の市場価格又はこれに準ずるものにつき原價の差異を参酌したもの、季節品、新製品以外のもの例へば新規開業の價格、又は初めてその商店で賣る商品等についてはその商品の九・一八當日の市場価格又はこれに準じた價格をもつてする。等が主なものであるが、價格を急にストップさせた關係から業者間に價格の凸凹があるものについては、組合・團體等がその指定期日の額に代る額を定めて行政官廳の許可を受けた場合は、その組合その他これに準ずるもの及びその構成員についてはその額をもつて九・一八價格と見做されるし、九・一八價格が不當に高い場合は行政官廳でその額を引下げることが出来ることになつてゐる。

但し此の停止令から除外されるものとしては有價證券の價格及びその賃貸料、土地及び建物（土地建物については別に昭和十五年十一月宅地建物等價格統制令による價格の統制がある）とその他同施行規則第十條によつて定められたものがあり、その他全く此の規則を適用されないものに有價證券取引所における賣買取引、書畫骨董類の價格、關滿支以外の純然たる第三國向との輸出入取引の價格、運送賃と施行規則第十五條に列擧した金地金、鐵道運賃等がある。

そして此の統制令の違反を防止するため、

第八條 支拂條件、引渡條件その他の契約條件の變更にして支拂者に不利益となるものはその限度において之れを價格等の額の引上と看做す

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二、六、七條の規定による禁止を免るゝ行爲をなす事を得ずと規定して統制令の實施後起るあらゆる場合を豫想してその脱法行爲を防いだのである。従つてこれによると今まで月末拂ひにしてゐたものを現金拂ひにしたり客の家まで配達することを條件にしてゐたものを配達しなくなつたり規格を落したりするとは凡ていけないことになる。

二、抱合せ販賣はみな違反

更に最近問題となつてゐる抱合せ販賣、例へば物資の不足と價格の公定されたことから業者によつてはそれらの商品一つだけを賣つたのでは儲からないと、味の素を買ふ客に若布を押しつけるとか、卵に干物を抱合せて賣るとかの手段を弄する業者が増加してゐるが、これらにつ

いては従來明文はなかつたのであるが右の規定に違反するものとし、昭和十六年五月三日附の新聞紙上においても抱合せ販賣に對する新判例として、最近岐阜市某氏から提訴された自轉車附屬品を繞る上告事件において次の如く報じてゐる。

事件は——岐阜縣告示によつてその最高販賣價格を指定された自轉車用およびリヤカー用タイヤの中袋を販賣するに當つて、ポンプホースその他買受人が買受を望まなかつた自轉車の附屬品も併せて販賣し、七百餘圓の利益を得た事件の上告について、大審院久保田裁判長は「買受人において購入を希望せざる他の不必要品をも併せて販賣し、多少の利益を擧ぐるにおいてはこの利益金は、全く右の不必要品を併せて販賣したるによつて取得したもので、これは指定物品を公定價格を超えた對價をもつて販賣したと同様な利益をあげたといふに外ない、これは物品販賣價格取締規則第二條、並びに價格等統制令第九條に違反した行爲である。」とし上告を棄却、有罪の判決を言渡したのであるが今回更に暴利行爲等取締規則の改正によつて抱合せ販賣、負擔付販賣は凡て原則として禁止することを前述の如く（一八頁）明文をもつて明かにした。

三、九・一八價格と最高價格の關係

では價格等統制令と最高販賣價格との關係はどうなるかといふともとも價格の停止は凡ゆる物品について公定價格を設けるといふことを前提に緊急手段として採られたものであるから公定價格が出来た場合には、第七條の規定「前條に規定する場合を除くの外行政官廳閣令の定むるところにより價格等の額を指定したるときは第二條乃至第四條の規定に拘らずその額を超えて之れを契約し、支拂ひ又は受領することを得ず」といふことになり、法文中の指定された價格等の額、即ち公定價格によつて制肘されることになる。

従つて價格等統制令は、單に價格の停止ばかりを狙つたものでなく、その第一條の「國家總動員法第十九條の規定に基き價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料、加工賃に關し必要なる命令をなすは別に定むるものを除くの外本令の定むるところによる」とある如く、第七條と共に此の統制令が公定價格その他價格に關する基本法規となり、これまでの價格公定のよりどころであつた物品販賣價格取締規則は、價格等統制令に吸収され廢止されることになつた。

例へば新聞紙上によく掲載される「商工省では價格等統制令第七條の規定により何々の最高販賣價格を決定した」といふのは、第七條のいはゆる行政官廳閣令の定むるところにより、價

格等の額を指定した即ち商工省が此の統制令の定めるところに従つて、最高販賣價格を決めたといふことである。

四、九・一八價格は廢止となるか

斯の如く價格等統制令は先づ價格を停止し、次に公定價格を決めようとする建前であるから、此の中の價格停止に關する第二條乃至第四條の規定だけは、その有効期間を附則第十八條によつて一年以内、即ち昭和十四年九月十九日から起算して翌十五年十月十九日迄と明記してゐる（但し十五年十月十九日に統制令の一部改正を行ひ價格停止期間を更に一年間延長、十六年十月十九日迄とした）

併しながらこゝに注意しなければならぬのは、第二條乃至第四條の規定は、一年間しか効力はないが、規定の違反については縦ひ期間内に犯したものであつても、期間後と雖も處罰することを明かにしたことである。故に例へば昭和十六年十月十九日までに犯した違反でも十六年

中或ひは十七年になつてもこれを摘發し處罰が出来るわけである。

此のやうに價格等統制令中の價格停止の規定だけは、期限つき條項となつてゐるため、本年十月十九日以後は別段の定めがない限り、當然その拘束力を失ふことになる。これについて六月六日（十六年）開催された第六回中央物價統制協力會議で小倉國務相は「九・一八停止令は公定價格が出来上る迄の暫定措置ではあるが實際問題としては當分廢止し得ないと考へる、又一應公定價格が出来上つても尙補充規定として殘置する方がよいやうに思ふ」と述べ、又商工省牧物價局長官も改組後初の物價對策審議會第一回總會（同月十日）に於る委員の質問に應へ「公定價格は極力これを促進する方針である。九・一八制度の措置については今後の情勢によつて慎重に研究する」と示唆した如く、價格停止の條項が低物價政策の基本國策の手段として一般物價の騰貴を防止する措置である以上現在の如き統制下においては物價の値上りを認めるなどといふことはあり得ないのである。價格停止を廢止するのは期限つき規定のため効力を失ふので價格停止を廢止しなければならなくなつたが爲めではない。従つて停止期間までに全面的に公定價格を決めることが技術的に困難となつた場合は、更に期間を延長することも出来る

し、又は價格停止と同様の効果のある他の方法も採ることが出来るのである。

五、國家總動員法の改正

ところで價格違反に對する罰則は何が適用されるかといふと、これは統制令が總動員法に基いてゐる關係から當然總動員法による罰則が適用される。大體經濟統制違反の根據法としては暴利行爲等取締規則によるものゝ外は輸出入品等臨時措置法と國家總動員法との二本建てとなつてをり、總動員法は昭和十三年五月の施行であるのに對し、臨時措置法は昭和十二年九月と約一年前に先行されてゐる關係もあり、物資統制の面では既に多くの法規が臨時措置法によつて公布されてゐるが、總動員法によつても國民徵用、勞務統制、生産擴充資金の融通、貨金、給與、その他一般物價統制等の各方面に互つて經濟統制の中心法規を發動してゐる。

しかもこの總動員法はその立法當時の環境と支那事變下に起つた歐洲戰亂を繞る日、獨、伊同盟の締結、日米關係の切迫等、新東亞建設工作を基軸とする國內及び國際情勢の推移は著し

く深刻、複雑化してをり、此の非常の難關を突破するには國際危局の緊迫に即應して、更に強化擴充する必要に當面させられてゐたのである。そこで政府は一朝非常の秋に際し總動員體制を整へるため、臨時措置法と共に國家總動員法の改正法案を第七十六議會に提出し、十六年三月三日公布、同廿日を期して改正法の施行をした。

六、統制違反の最高刑は十年の懲役と罰金五萬圓

此の改正總動員法は、全文五十ヶ條中實に半數の二十五ヶ條に及ぶ修正強化を行つたもので、改正點の主なものは、

第一、勞力の分配を適正にし、その能率の發揮を圖るため勞務統制に關する條項を強化したこと。

第二、統制物資の範圍を擴大して、總動員物資だけでなく、必要に応じて物資全般に統制を及ぼし得ることとした。

第三、重要産業に對する資金供給の圓滑を圖り、萬一の事態に備へるため金融統制の規定を強化した。

第四、産業の能率を發揮せしめ生産力を向上させるために現有の技術、物資、不動産、企業設備等を必要と認める方面に集中的に利用させる途を開いた。

第五、重要産業の整備を圖りその能率を向上させると共に、官民の協力一致による國防經濟の計画的運営を行ふため、産業統制に關する基本的條項を整備した。

第六、價格統制に關する條項を擴充して、現在統制の及ばぬものにもこれを及ぼし得ることとし、物價政策の完璧を期した。

第七、罰則を改正して惡質又は大規模な經濟統制違反に對する刑罰の強化を圖り、この種違反の絶滅を期した。

等の各點が中心となつてゐるが、そのうちでも特に一般國民生活に重要視されるのは、同法第八條中「政府は戰時に際し國家總動員法上必要あるときは勅令の定むる所により物資（舊法では總動員物資）の生産、修理、配給、讓渡その他の處分、使用、消費、所持及び移動に關し

必要なる命令をなすこと得。」とし、總動員物資中の總動員なる文字を削除して、戰時重要物資の統制だけでなく平時の不用不急と目される物資についても統制を行ひ、今後必要によつて戰時重要産業への流用を計らしめることとした。而して、

第十六條ノ二 政府は戰時に際し國家總動員上必要ある時は勅令の定むる所により事業に屬する設備又は權利の讓渡その他の處分、出資、使用又は移轉に關し必要なる命令をなすことを得

第十六條ノ三 政府は戰時に際し國家總動員上必要ある時は勅令の定むる所により事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若しくは休止又は法人の目的變更、合併若しくは解散に關し必要なる命令をなすことを得

と、新たに二項目を挿入し、不用不急の事業の設備については、今後必要によつて何時でも重要事業へ動員活用し得ることとし、更に必要によつてはそれらの設備を整理統合、又は廢止せしめることも出来るやうにした。従つて中小工業の整理統合なども此の規定によつて實施出来るわけである。次に

第十九條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃、修繕料その他財産的給付（舊條文中には修繕料以下財産的給付に至るまで

の文字がなかつた)に關し必要な命令をなし得ること

と、従來の條文では修繕料や旅館、ホテルのサービス料、劇場等の入場料、湯錢、部屋代等は統制することが出来なかつたのを、今後これらの價格についても必要によつて統制出来ることにした。そして最後に、

第三十一條ノ二 第八條、第十九條の規定による命令に違反したる者は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

との新條項を規定して、これまで第八、第十九兩條の經濟統制違反に對しては三年以下の懲役か又は五千圓以下の罰金しか科せられなかつたものを、今度は一躍これを大幅に引上げ十年以下の懲役、又は五萬圓以下の罰金といふ峻烈な刑をもつて臨むことになつた。しかもその上同法第三十五條の規定によると、違反の事情によつては懲役と罰金の兩刑が同時に科せられることになつてゐるほか、これまた昭和十六年三月改正施行を見た刑法によつて、違反によつて得た不當利得に對しては、利益金の沒收や追徴金が科せられることになつてをり、臨時措置法の罰則強化と併行して此の種經濟統制違反に對する國家の制裁は非常な重壓を加へたわけである。

従つて國家總動員法に基いて施行せられてゐる價格等統制令の違反、即ち停止價格又は公定價格の禁を破る不心得者については、今後その違反の程度、性質によつて最高十年の體刑處分も行はれるわけで、もつて戰時經濟統制に對する國家の確乎たる意圖が奈邊にあるかを容易に推測し得よう。

このやうな經濟違反に對する重い刑量は勿論未曾有のことで、これを他の破廉恥、強盜、殺人犯等の刑法上の重罪犯と比較して見るとき、その均衡において、従來は個人的惡徳に對して重罪を以つて臨んでゐたが、現下の如き集團的、社會的結合力の最必要とされる戰時下に於いては、闇取引その他の統制違反が國家並に社會に及ぼす惡徳の影響と比較するとこれはまた當然の嚴肅な時代の刑罰と言へるのである。

七、最高販賣價格はどれだけ決つたか

以上の如く昭和十四年九月十八日を限界日として、一應価格をストップし、他方その間公定価格の設定は逐次全物品に對して定められて行つたが、第一次停止效力期日である十五年十月十九日まで、あらゆる商品にわたつて価格を公定することは時間的にも量的にも非常に困難であつた。そこで政府は十五年十月十九日價格等統制令の一部を改正し、更に十六年十月十九日までの一年間九・一八停止期間の延長を行つたのである。そして重要商品、生活必需品を中心に順次全商品へと公定価格を擴大し、昭和十六年四月末日現在、中央において最高販賣價格を設定された品目數は、種別にして三千九百卅五品目、點數にして四萬七千六百〇七點、全國各府縣によつて公定された品目數は、種別にするると一萬二千五百一十一品目、合計四十三萬三千三百九十三點に達してゐる。物資別に大別すると

▲中央の最高販賣價格品

物 表	種 別	點 數
織 雜 品		一、七九一
金 屬 品		三、八八六
計		一五、五九一
		六、九七六

化學工業品	二五二	二、三九〇
食 料 品	二四九	二、〇四三
燃 料	一九	三四一
雜 品	一、二三八	二〇、二六六
計	三、九三五	四七、六〇七

▲地方の最高販賣價格品

織 雜 品	二、八六五	二二六、七六九
化學工業品	九三二	一四、四九六
金 屬 品	四九三	九、〇一五
食 料 品	四、一六四	三〇、三七六
燃 料	六五八	三三、五六二
雜 品	三、三九九	一一九、一七五
計	一二、五一一	四三三、三九三

此の外、なほ續々價格公定が行はれてをり、恐らく價格停止期間中に不用不急品を除く外の

大部分の物品に公定価格が設けられることにならう。

八、九・一八廢止までに決る公定價格品は何か

それら近く新たに最高販賣價格の決められる物品、又は最高販賣價格の改正せられる商品のうち國民生活に最も關係の深いものを擧げると先づ筆頭に絹織物がある。これは既に公定價格はあるが十六年三月に國用生絲の買上並に賣渡し價格が蠶絲統制會社によつて決められたのでその價格に對應して早急に價格を改正せねばならなくなつたものである。(從來の絹織物は千六百五十圓を基準として決められてゐた)従つて絹織物の最高販賣價格は生絲の新賣渡價格千四百五十圓から見ると當然引下げを豫想され種類も内地向着尺(鉛仙、お召、絲織、上布、袴地)白生地、縮緬類、生絹類、生羽二重類、生襦子類、絹、紗、帯地(織丸帶、上紋一、丸帶、夏丸帶、夏上紋一、博多丸帶、織袋、夏袋博多帶、織吉彌、織名古屋、織名古屋一、夏名古屋、織九寸、夏九寸、博多九寸、子九寸、織單、博多單、織男、經裝、伊達卷、腰帶、帶締、

綴丸帶、綴袋帶、綴單、綴名古屋、綴經裝、綴男、綴伊達卷、綴細紐)その他袱紗地、綴袋物地肩裏地、金襴、唐綴袈裟地、固地法衣地、衣装束地、表裝地類、家具用裂地類、織物掛額地類、卓子掛類、朝鮮向絹織物(紋朱子、無地朱子、小紋綴、綾紹綴、無双地、練紋紗、平紋熟素、紋生紗、生紹、紋生紹、生老紡、染色加工品全部(交織を除く)等全面的に改正せられる筈で、此の他麻織物加工品、更生絲織物、交織更生絲織物、紙糸織物に市中在庫の毛織物にも定められよう。

次ぎに、織物關係のものに和裝既製品がある。既製品では各種洋服類に既に價格の公定を見ているが和服物は初めて出来るものでこれも生地に最高販賣價格がある以上當然のことである。種類は黒紋付二枚襲から白無地二枚襲、長着の友禪、小紋、紋、色縮緬、紹紗、お召、絲織、銘仙、明石、上布單衣、絹セル單衣、セル、羽織の紋付、縮緬、羽二重、絹、紗、友禪、紋、無双、お召、絲織、銘仙、紬、それに袴類、長襦袢では紋、友禪、紋縮緬、半襦袢、裾除、帯は丸帶と名古屋帶、男帶、小兒用の模様付、友禪、紋付、長着緋、同中形、コート類から頭布、モンペイ、袖無し、甚平、厚司、呉服細工(祝儀用)、袴纏、枕、仕立蚊張、子供蚊張、

食卓蚊張にも及ぶべく、更に洋装品（コート類、男子服、運動服、婦人服）、身廻品及びその雑品類。

食料品関係では穀類、畜産品、調味料、嗜好品類、特殊酒類、水産品加工品、罐頭詰類、雑品関係では竹製品、造花、神佛用具等々が金屬關係品と共に、まだ多數のものが陸續決められることになつてゐる。

九、最高販賣價格はどうして決めるか

では最高販賣價格はどうして作られるか、云ひ換へると價格の形成はどういふ風にするかといふと、これは決して商工省なり農林省なりが獨斷で勝手氣儘に作るものではない。商工大臣（又は地方長官）が任命した價格形成中央委員會に、商工大臣が指定した物品について價格の形成を諮問する。それによつてその物品を擔當する價格形成中央委員會の専門委員會が、所屬委員を招集して價格の形成について、物價對策の根本方針に基きその物品の最近數年間の市場

價格、平均價格、原材料の價格、加工賃、需給關係、他の商品又は類似商品との均衡價格等各方面にわたる事實資料及び參考資料を持寄り、比較検討してその物品の最も適正なるべき價格を算出決定し、更に部會の決定を経てこれを商工大臣（地方ならば價格形成地方委員會から地方長官）へ答申し、商工大臣がそれを採擇して初めてその物品と價格を指定、官報告示で公定價格として實施されるのである。

そしてその價格形成専門委員會又は各部會の殆んど凡ては民間の知識經驗者、學者等を委員として構成され、諮問事項については數回に亘る委員會を開いて審議し、最終委員會において各關係官廳の關係官が出席、答申原案の最後の取纏めを行ふことになつてゐる。

従つて實際的公定價格の形成は、寧ろ民間各委員の手によつて事實上決定される場合が多く、價格の形成は官廳側の獨斷によつて決められるのではない。故に時に世間で傳へられるが如き、「此の公定價格は甘過ぎる」とか、「これでは利益が全然ない、もつと公定値を引上げて貰はねば困る」等、色々の論議を出したすゑ、「一體商工省の役人はなつてをらん、われわれは十年、二十年と實際の仕事をして來てゐる。それを何も知らない辯に机の上で簡單に決めて

しまふから無理が出来るのだ、餅は餅屋に委しておけばいいぢやないか」と不満の意を表し、中には相當の知識人ですら、堂々と、「何にしろ、學校出たての何も知らん、二十五六や三十の若い役人がやることだから……」などと平気で云つてのける人もあるが、事實は以上の如く民間のその道の玄人によつて、慎重に審議されてゐるのである。これは専門委員会又は部會で價格の決められる場合であるが、その他専門委員会、又は部會を省略して價格を決定する場合も同じであつて、その際は數回にわたつて民間知識、經驗者の協議會が開かれ、その物品の價格が審議されることになつてゐる。

たゞ價格のもつ影響が餘りにも大きく、一商品の價格の決定は直ちに當業者全般に直接利害を及ぼすから、時に各階層を代表する委員、例へば、製造業者と卸賣業者、小賣業者、消費者側の委員との間に價格の決め方に非常に異論のある場合がある。その異論のある價格を公平に適正なところに判断してもつて行く、これが官廳側の立場である。即ち利害の相反する立場を國民生活の影響と睨み合せ、更に國家の基本方針に則つて最も妥當なりとするところに抑へるのである。従つてかゝる場合に要請されるものは個々の利害、異論でなく、國家的見地からする

官民の一體となつた協力に俟つのほかないのである。

一〇、最高販賣價格の引上げはどうか

以上が個々の公定價格の具體的な定め方であるがでは最高販賣價格が一度決められるとその價格は絶對的なものとなつて今後改變出来ないかといふと必ずしもさうではない。現に既に定められた最高販賣價格のうち多數が改正せられてゐる。即ち中央において新たに決められた最高販賣價格の總點數は、四月末（昭和十六年）現在において合計四七、六〇七點となつてゐるが、それに改正追加最高販賣價格を加へると五三、五一四點に達し、その差五千九百七點の追加改正を見てゐる。

此のやうに公定價格の度々改正されるといふことは、物價安定の上から見て勿論望ましいことではないが、それぞれに異つた條件と環境をもつて進展して來た個々の物品に、一定の價格を公に決めなければならないこと自體に既に無理があるので、その間物資、價格相互の間に種

々の不均衡が生じるのもこれまた止むを得ない。そしてその不均衡が惹いて物の生産、又は流れ方に影響を及ぼすのである。此のやうな場合、価格の凸凹を均らし物資の生産を増加し、配給を円滑にするため止むを得ない場合は、最高販賣価格の改正が行はれる。例へば

(一) 海外から原材料を輸入してゐる物品については、その輸入価格が騰貴してゐるときは、その価格の差損を凡て業者に負擔させることは公平でもなく、實際的にも不可能である。

(二) 従來のやうに重要資源を海外に依存してゐた時代と違つて、東亞自給自足經濟の確立を圖らねばならぬ今日では、資源は出來るだけ國內又は東亞共榮圈から確保する必要がある。従つてその資源の生産においても従來より多少高くともそれは我慢せねばならないが、生産費が高くなれば、自然その生産品も高くなつて來るわけである。

右のやうな條件にある原材料、並びにそれらを原材料とする製品の公定価格は、實際的にも止むなく価格の改正が行はれることがある。

(一) の例として、米材の輸入価格の騰貴から、その製品のパルプは値上げをされたし、

(二) の例としては、最近マンガンの価格を引上げてゐる。

併しながら価格の引上げは、同時に有機的に他の製品の価格にも直接或は間接に影響するものであつて、原材料、生産費が高くなつたからと云つて、それをもつて直ちにそれらの原材料や製品の価格を引上げてよいといふわけには行かない。なぜなれば、それが物價騰貴の原因となつて更に悪性インフレへの懸念を招來し、戦時財政經濟を危機に頻せしめることにもなるからである。

重要物資である鐵、石炭の自給自足のため生産擴充が要望されてゐる折柄、石炭については値上げを行はず、政府は補助金の支出を行つたのであるが、しかもなほそれにも拘らずそれら重要物資について価格の再検討問題が眞剣に闢議されてゐるのも、それらの事情によるからである。

以上は重要物資又は輸入物資についての價格引上げの場合の例であるが、價格の不均衡を是正するため最高販賣価格の改正が行はれる場合には、凡ての物品について價格の引上げが行はれるかといふと必ずしもさうではない。國內製品等生活必需物資は、寧ろ大抵の場合は、反對に價格の引下げを見るものが多い。これは低物價政策といふ國家の基本方針に則つてゐるから

で、價格の凸凹を是正するにも、價格の低い方に向つて直すことが低物價政策の原則に副ふからである。

なほ此の最高販賣價格、即ち公定價格といはれるのはその物品の指定價格以上には賣つてはならぬといふ法規の命ずる最後の線を決めたものであるから、指定價格以下で販賣される場合は何等法規に牴觸するものでなく寧ろ却つて低物價政策遂行の國策上からも望ましいことなのである。しかるに價格が公定されると原價採算上當然その指定價格以下の價格で販賣さるべき物品であるにも拘らず、兎角一樣に指定價格一杯の價格で販賣される傾向があるが、これは最高販賣價格制の趣旨に悖るものであることはいふまでもない。此の點については商工省物價局長官、農林省總務局長連名をもつて各地方長官宛て通牒（十六年六月十一日附）特に強調されてゐるのである。

第三章 七・七奢侈禁止令

さて價格の停止に引續き公定價格が全物品に亘つて順次擴大され、殆んど一品毎にそれが設けられるやうになつて來ると、當然利益も制限されるといふ結果になるから、従來のやうな商賣の遣り方では必然的に儲けが少なくなる。そこで業者の中にはともすると、公定價格から外れた規格外の商品を作つて、價格の制限を受けずに儲けを大きくしようといふ不心得な者も多くなり、従つて規格外の商品が段々増加して來ることになる。既に一方では百何億といふ老大な戰時豫算が組まれて、直接、間接市場に放出されるから、國民のうちには懐る工合のよい者も出來てくるわけで、惹いては購買力を刺戟することにもなる。従つて贅澤品が賣れるし、賣れば澤山作るといふ風に、循環的に國民一般に奢侈の風潮を漲らせることになる。

ところが巨額の資材物資や、勞力の消耗を必要とする支那事變の最中に、更に歐洲戰亂が勃

發し、これが世界戦争の規模にまで發展しようとしてゐる今日ではかゝる贅澤は斷じて許さるべきでなく、官民一致、國家の總力をあげて非常時局に備へて行かねばならぬ。そのためには國民生活の最少限度の確保を目標として、出来るだけ生活必需品以外の不用不急の物資と勞力を節約し、これを國家の有要とする方へ向けて行くことが必要である。

それには先づ何より奢侈の氣風を培ふ贅澤品を此の世から一掃するのが一番効果的である。かゝる見地から政府は昭和十五年五月十日の閣議で生活必需品の消費規正に關し、

「不急不要品又は奢侈贅澤品の生産・製造及び販賣を制限又は禁止すること、或る程度の必要性あるものと雖もその物の原材料が重要生産資材又は生活必需品資材なる場合においては右に準ずること」

なる贅澤追放の方針を決定し、越えて同年七月六日輸出入品等臨時措置法に基いて、いはゆる七・七禁令といはれる奢侈品等製造販賣制限規則（商工農林省令第二號）を公布、支那事變記念日の翌七日から、製造については即日、販賣については三ヶ月の猶豫期間を置いて、同年十月七日から實施したのである。

一、七・七禁令は今後強化されるか

従つて此の七・七禁令の狙ひは贅澤品の製造から販賣を先づ禁止・制限して、奢侈の根源を絶ち、贅澤がしたくとも出来ぬやうにすることを眼目とした。そしてそれらの贅澤品を作るために流用される大切な戦時物資と勞力の浪費を抑制し、その資材と勞力を擧げて戦時生活に必要な生活必需品の生産に主力を注がしめると同時に、規格外品の販賣をも禁止することにした。そしてそれによつて公定價格の維持勵行を圖り戦時生活に相應しい國民の生活體制を整へしめようといふのである。その意味でこれは生産、配給、消費を貫く生活の嚴肅な規正を行つた劃期的なものであるが、しかも更に第二次、第三次と制限禁止の擴大強化の方針をもつて戦時國民生活の刷新を促がしてゐるのである。例へば價格停止廢止後の對策と關聯して、不用不急品の製造禁止、公定價格の決つたものについては、その規格以外のものは製造を禁止し、そして更に限界價格の範圍の擴大などが次の日程に上らうとしてゐる。

二、これからの贅澤品はどうなる

七〇

では此の規則によつて贅澤品はどうなるかといふと、

第一條 物品の製造（加工を含む以下同じ）を業とする者は主務大臣の指定したる物品を製造することを得ず、但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合及び當該物品指定の際現に製造中のものに付ては此の限りにあらず

第二條 物品の生産（製造及び加工を含む以下同じ）又は販賣を業とする者は主務大臣の指定したる年月日以後は左に掲ぐる物品及中古品を賣渡すことを得ず、但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合は此の限りにあらず

一、前條の規定により主務大臣の指定したる物品。

二、他の法令に依り製造を禁止せられたる物品（當該法令による製造の許可ありたるものを除く）。

三、主務大臣の指定したる物品。

前第二號の他の法令は主務大臣これを定む

第四條 物品の生産又は販賣を業とする者は主務大臣の指定したる物品については主務大臣の定めたる規格又は品質に該當するもの（價格等統制令第七條の規定により額の指定ありたる種類の物品にして主務大臣の指定したるものについては、當該額の指定に於いて定めたる規格又は品質に該當するもの）を除くその他之れを賣渡すことを得ず、但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合は此の限りにあらず、とある如く即ち

（一） 不要不急の奢侈贅澤品と指定せられたものは、輸出その他已むを得ないもの（技術保存等）を除く以外は、その製造・販賣共に禁止する

（二） 物品の性質上（技術保存の必要上等から）製造禁止を適當とせぬもの例へば高級織物等の如きものについては値段で制限し、一定の價格を超えるものゝ販賣を禁止する。

（三） 禁止品の指定は主務大臣がこれを決定する。

（四） 他の法令で使用、又は製造制限のあるもの例へばゴム、皮革等については原則とし

てその販賣を禁止する。

(五) 公定価格が決つてゐるもので特に主務大臣が物品を指定したものであるについては公定價格決定の時定められた規格、品質以外のものゝ販賣は原則として禁止する。

(六) 製造及び販賣を特に許可されるものは輸出品は全部とし、その他は技術保存を必要とするもの、外國大公使館用品、神社佛閣等公式儀式に使用する物、外國航路の船舶用品、學術試験研究用品、能、歌舞伎等の衣裳、軍需用に使用される場合等に限つて許可される。以上が此の禁令の狙つた主な點であるが、更に具體的にどんな製造禁止（昭和十五年七月六日同規則第一條の規定によつて指定された物品）が出たかを先づ織物から次に述べる。

三、製造販賣禁止となつた贅澤品の品目

製造販賣禁止となつた贅澤品としては、左の十六品種が最初槍玉に擧つた。

染繪羽模様襦袢地及びその製品

染繪羽模様着尺地及びその製品（裾模様のものにして裾よりの高さ鯨尺二尺未満、又は袖裾よりの高

さ鯨尺一尺三寸未満の模様を付けたものを除く）

染繪羽模様羽織地及びその製品

染繪羽模様襦袢地及びその製品

染繪羽模様夜具表地及びその製品

織繪羽模様襦袢地及びその製品

織繪羽模様着尺地及びその製品

織繪羽模様羽織地及びその製品

織繪羽模様襦袢地及びその製品

織繪羽模様夜具表地及びその製品

綴織帯地及び綴織袷紗地（縞及び無地のものを除く）並にその製品

刺繍（縫定紋を除く）を施した織物及びその製品（帯地及び帯を除く）

銀糸若しくは漆糸（模造品を含む）又は模造品たる金糸を用ひた織物及びその製品（模造品たる金糸、

銀糸又は漆糸を用ひたる帯地及び帯を除く）

無線シホンベルベット及びその製品

ビロード縮緬及びその製品

第三章 七・七奢侈禁止令

絹レース地(交編を含む)及びその製品

更に金属、寶石等の装身具裝飾品についても、次の品々が七月七日を以て製造を禁止され、十月七日よりその販賣を禁止された。

指輪 (昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號により定めたる法令により製造を禁止せられたるものを除く)

腕輪(同)

首飾(同)

耳飾(同)

ネクタイピン(同)

身邊裝飾品タルペンダント(同)

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン、シ
ルコン、ガーネット、クリンベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ペリール、タリソライト、
オパール、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドスト
ーン又はヘマタイトの人造品及び模造品、

銀製品にして飲食用器具、厨房用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、装身具、
牌盃、被服付屬金具、文房具若くは玩具又はその部分品たるもの、象牙製品。



四、販賣禁止となつた贅澤品の限界値段とその種類

販賣禁止となり次の一定の限界価格以上に賣れなくなつたものは次の如き種目である。(十
五年七月六日同規則第二條第一項第三號及同條同項の規定によつて指定された物品及びその中古品で指定
日は以下凡て同月七日)

白生地縮緬(壁織及びチエニを含む)で一反(三丈物)販賣價格六十圓を超えるもの	五十圓
白生地羽二重は	同
白生地絹は	五十圓
白生地紗は	五十圓
白生地襦子(綸子)は	五十圓
銘仙は	三十圓

第三章 七・七奢侈禁止令

お召は	同	八十圓
絲織は	同	八十圓
軸織は	同	百二十圓
絹土布(明石縮を含む)は	同	七十圓
麻上布は	同	百二十圓
友禪染は	同	八十圓
小紋染は	同	八十圓
紋染は	同	百圓
無地染は	同	八十圓
裾模様は一表につき		二百五十圓
丸帯地は一本		三百五十圓
丸帯地以外の帯地は	同	百五十圓
袴地は一具分		六十圓
座蒲團地は十枚分		七十圓
既製品又は半既製品の銘仙長着は一枚につき		四十圓

既製品又は半既製品の銘仙羽織は同		四十圓
既製品又は半既製品の丸帯は一本		百圓
既製品又は半既製品の丸帯以外の帯地は同		六十圓
既製品又は半既製品の袴は一具		四十圓
既製品又は半既製品の夜具は一枚		七十圓
既製品又は半既製品の座蒲團は同		十圓
既製品又は半既製品の絞り又は友禪の長襦袢は同		七十圓
既製品又は半既製品の友禪の四ツ身は同		七十圓
既製品又は半既製品の和服用コートは同		七十圓
半襟は一掛		五圓
腰紐は一筋		五圓
帯揚、帯締、腰帯は一本		十圓
洋服地(オーバーコート地並に毛製の婦人洋服地及び子供服地を含む)は一平方米につき		十五圓
毛製以外の婦人洋服地又は子供服地は一平方碼		五圓
有線シホンベルベットは幅二七吋、長さ一碼につき		七圓

既製品又は半既製品の背廣服三ツ揃冬物は一着 八十圓
 既製品又は半既製品の背廣服三ツ揃夏物は同 八十圓
 既製品又は半既製品の背廣服三ツ揃夏物は同 六十圓
 註文品の背廣服三ツ揃冬物は同 百三十圓
 註文品の背廣服三ツ揃夏物は同 百三十圓
 註文品の背廣服三ツ揃夏物は同 百圓
 既製品又は半既製品のオーバークォートは同 八十圓
 註文品のオーバークォートは同 百三十圓
 モーニングコート同 百八十圓
 既製品又は半既製品のレインコート同 五十圓
 既製品又は半既製品の婦人洋服同 六十圓
 註文品の婦人洋服 百圓
 既製品又は半既製品の子供服(オーバークォートを含む)同 二十圓
 註文品の子供服(オーバークォートを含む)同 三十圓
 メリヤスシャツは一枚 十五圓

メリヤスズボン 同 十五圓
 ネクタイは一本 四圓
 ワイシャツ(カッターを含む) 同 十圓
 大人用靴下(男子長靴下及びフルフアッシュン式絹婦人長靴下を除く)は一足 二圓五十錢
 子供用靴下は 同 一圓五十錢
 ハンカチーフ一枚 一圓
 手袋一雙 五圓
 毛皮製襟巻一枚 二百五十圓
 毛皮製以外の襟巻(マフラー及びエカーフを含む)は同 十五圓
 肩掛(ショール)は 同 三十圓
 時計は一個 五十圓
 櫛、笄又は簪は 同 三十圓
 帶止は 同 三十圓
 カフスボタン一組 十圓
 ベツクル一個 十圓

第三章 七・七奢侈禁止令

- ハンドバッグ一個 三十圓
- 眼鏡縁は一個又は一組 十五圓
- 洋傘は一本 二十五圓
- ステッキは 十五圓
- 草履一足 二十圓
- 下駄 七圓
- 靴 三十五圓
- 書類入靴一個 三十圓
- 旅行用手提鞆(バッグを含む) 五十圓
- 帽子(シルクハットを除く) 二十圓
- 香水一壺 五圓
- 筆筒一俵 二百圓
- 洋服筆筒 百五十圓
- 鏡臺(姿見を含む)一臺 六十圓
- 座机一個 五十圓

- 座卓 二百圓
- 火鉢(長火鉢を含む) 百圓
- 洋机、卓子 七十圓
- 椅子 百五十圓
- 長椅子 五百圓
- 應接間洋家具セット一組(五箇のもの) 十圓
- 花輪又は花束一個 五十圓
- 寫眞機 五十圓
- 三月節句用親王様一對 二百圓
- 三月節句用飾セット一揃 四十圓
- 五月節句用具足 四十圓
- 五月節句用兜一個 二百圓
- 五月節句用飾セット一揃 十圓
- 羽子板一枚 十圓
- 玩具一個 十圓

人形（衣裳付のものを含む）一個

シャープペンシル一個

万年筆 同

アルバム一冊

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン、ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ペリール、クリソライト、オパール、虎眼石、猫眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン、ヘマタイト、象牙

八二

三十圓

三圓

五圓

五圓

以上の物品は新品たると中古品たるとに拘らず、猶豫期間三ヶ月後の同年十月七日以後は、一切これを指定された限界価格以上に賣ることは出来ないものである（但しその後認定によつて特免されたものはストックに限り販賣を許されてゐる）。此の限界価格と最高販賣価格（公定価格）との關係は、限界価格は單に贅澤であるかどうかの限界を決めたものに過ぎないから、従つて最高販賣価格ではなく、限界価格以内で賣るものについては價格等統制令によつて取締られることになる。例へば銘仙の限界価格は三十圓であるが、どんな銘仙でも三十圓で賣つて

よいかといふとさうではなく、その銘仙が二十圓の最高販賣価格であれば廿圓にしか賣れないのである。また此の限界価格は消費税或は物品税を含んだ價格となつてゐるから、それらの税金を加へた時限界価格を超える場合は當然許されないことになる。

五、贅澤料理の禁止とその種類

次に食べ物の方では、十月七日から販賣を禁止されたものは次の通りである。

果實（メロン及び苺を含む）で百匁について二圓を超えるもの、

詰合食料品で一詰合せについて五圓を超えるもの、

の二つを先づ指定實施した。そして引續き八月廿七日（昭和十五年）には軍需景氣に乗る料理屋、旅館、待合等の豪華な贅澤料理にも痛棒が加へられることになり、九月一日を期して贅澤料理の禁止が次の如く行はれた。

料理（一品料理、一皿料理、辨當、壽司又は天麩羅を含む）にして一人に對する販賣價額（酒類及び

清涼飲料の代金並に遊興飲食税額を含まず)

朝食(午前零時より午前十一時迄の食事)に在りては一圓を、

晝食(午前十一時より午後四時迄の食事)に在りては二圓五十錢を、

夕食(午後四時より午前零時迄の食事)に在りては五圓を超えるもの、

一品料理又は一皿料理(辨當及び井物を含む)にして一品又は一皿につき販賣價格一圓を超えるもの、
 寿司にして一個につき販賣價格十錢を超えるもの、

天麩羅にして一個につき販賣價格(一個賣する場合に限る)二十錢を超えるもの、

食用生鮮魚介類(切身を含む)にして販賣價格百匁につき二圓を超えるもの、

以上によつて朝食は一圓、晝食は二圓五十錢、夕食は五圓までに制限され、これにまじりどんな豪華な宴會、割烹料理であらうと禁止額を超えることが出来なくなつたわけである。従つて此の場合、定食料理、宴會料理、座敷料理、旅館料理の區別を問はず、料理は一人に對して、一皿料理、一品料理、寿司、天麩羅等數種類のものをも多數取り混ぜても、その合計額が夕食なれば五圓以上に上つてはならぬことになる。(但し税金、酒ビール代、サイダー等の清涼飲料水は此の中に含まれてゐない)

その他

(一) 此の制限金額のほかには儲からないからと言つて席料、祝儀、サービス料、花代(生花、盛花等)などの名儀をもつて、従來客から徴收してゐなかつたものを新たに徴收することは出来ないし、従來徴收してゐたものは無論その額以上に徴收することは出来ない。

(二) 一皿料理、井物の制限價格が一圓であるからと言つて、従來八十錢の井を一圓に引上げることは出来ない。

(三) ランチ等の如く、これまで料理の他に御飯、果物、コーヒー又は吸物、新香等の附いてゐるものは依然今後も一皿料理、一品料理として含まれるから新たに料金を請求出来ない。又洋食の定食等についても果物、コーヒー、菓子についてゐるものは此の制限金額の料理の中に含まれる。

(四) 寿司は握り寿司、大阪寿司を問はず(ちらし寿司は井物に含まれる)屋臺でも何處でも一個賣りとする場合は勿論、一皿の盛合せの場合でも一個十錢以上には賣れない。

(五) 天麩羅を一個賣りとするのはお座敷天麩羅として一個づつ賣るときのこと、天麩羅

を一皿に盛合せた場合は一品料理の中に含まれることは勿論である。
しかも此のやうに贅澤料理は、限界價格以上は法度となつたが、これは生活程度の高い東
京、大阪、横濱、京都、名古屋、神戸の六大都市を標準に規定されたものであり、その他の地
方では、この價格から更にその地方の實情に應じて適度の引下げを行ふやうに指令されてゐる
のである。

六、賣れなくなつた贅澤品は何々か

そのほか、奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第二號の「他の法令により製造を禁止せ
られたる物品」として、同條第一項の規定によつて販賣を禁止されることになつた、即ち銅使
用制限規則、白金使用制限規則、鉄鐵鑄物の製造制限に関する件、皮革使用制限規則、鋼製品
の製造制限に関する件、鉛・亜鉛・錫等使用制限規則、ゴムの使用制限に関する件、纖維製造制
限規則、用材生産統制規則、兎毛皮使用制限規則の十規則によつて製造を禁止せられてゐる物

品及び中古品は同年十月七日から販賣出來ぬことになつてゐる。

例へば鋼製品では

文、鎖	本立(ブツクエン) (ドを含む)	鉛筆削	ペーパー
貯金箱	バンド用金具	靴 篋	煙草セ
シガレットケース	ライター	灰 皿	鏡
コンバクト	石 輪 箱	化粧箱	繪具箱
墨汁罐	食卓用ナイフ	フォーク	スプーン
茶 卓	盆	皿	菓子器
菓子罐	魔法壺	天 火	布帛掛
置 物	置時計	花 器	火 鉢
椅 子	机	卓 子	棚
戸 棚(ロッカー) を含む)	帽子掛	掃除器	塵 取
如 露	盤	備付用洗器	湯タンポ
家庭用電熱器	シャンデリヤ	電気スタンド	ランプシェード

第三章 七・七奢侈禁止令

- 鳥籠
- 衣裳入箱
- 自轉車立
- 履物裏金
- 扉
- 風窓
- 窓枠分銅
- 手摺
- 備干
- 街頭照明柱(鐵芯を含むセメン
トボールを除く)
- 看板
- 陳列器具
- 玩具
- ネオンサイン用具
- 投擲用砲丸、鐵槌圓盤及槍
- 鐵亞鈴
- 競漕短艇用クラッチ
- 運動靴用スパイク
- ゴルフ用具
- 瀧銃
- 空氣銃
- 蓄音機及蓄音機用針
- 幻灯機
- 金網(ラス及工鑛業用
のものを除く)
- 籠類
- 紙屑箱
- 泥拭器
- 門
- シャッター用器
- 交通標識
- 電線柱用腕木
- ネームプレート
- 子供用乗物
- 剣道用面
- 競技用障害物
- 登山用ビッケル
- 樂器
- 活動寫眞機
- ガス器具(營業用及醫療用
のものを除く)
- 金庫(手提金庫
を含む)
- 傘立
- 痰壺
- 格子
- 柵
- 電柱
- 郵便受箱
- 廣告塔
- スケート用具
- 野球用マスク
- 庭球用ネット
- メガホン
- 樂譜臺及タクト
- 演藝用照明機械器具

- 扇風機(工鑛業用の
ものを除く)
- ストローブ
- 金錢登錄機
- ファイル
- ホチキス
- 自動番號機
- 紡織、染色又は整理用機械器具(針布製造用機
械器具を除く)
- 印刷又は製本用機械器具
- 冷藏庫(醫療用のも
のを除く)
- 卓上呼鈴
- 名刺刺及傳票刺
- パンチ
- エレベーター(工鑛業用の
ものを除く)
- 窯業用機械器具(硝子又は耐火煉瓦製
造用機械器具を除く)
- 理容用機械器具(バリカン及
剃刀を除く)
- 菓子
- 清涼又は致醉飲料
- セルロイド及同製品

次に掲げる物品又はその部分品を製造する専用機械器具

- 鐵釘(蹄釘を
除く)
- 金網
- 香水
- 石鹼
- 紙及同製品(パライタペー
パー等特殊の
紙を除く)
- 刷毛及刷子
- 燐寸
- 金屬箔
- 菓子
- 蓄音機用レコード
- 綿又は麻製の網繩及網帽
- 子
- 萬年筆
- 鉛筆及クレヨン
- 文鎖
- 鉛筆削
- 貯金箱
- 火鉢
- 墨水壺
- ホチキス
- 茶道用風呂釜
- 天水鉢

鉄鑄物又はその部分品では、

第三章 七・七奢侈禁止令

- 扇風機(工機業用のものを除く)
- 鏡 臺
- 持送り
- 風 窓
- 椅子
- 帽子掛
- 手 摺
- 陳列臺
- 電 柱
- 欄 柱
- 溝 蓋
- 机
- 郵便受箱
- シヤッター用器
- 電氣ストーブ
- 名判刺及傳票刺
- 煙草セツト
- 花 器
- 燈 籠
- 玩 具
- 柱 掛
- 茶 卓
- 置 物
- 電燈支柱用腕木
- 扉
- 紙屑箱
- 卓 子
- ラヂエター
- 五 徳
- 紡織、染色又は整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)
- 瓦
- 看 板
- 窓枠分銅
- 金庫(手提金庫を含む)
- 掃除器
- 格 子
- 街頭照明柱
- 欄 干
- 交通標識
- 本立(ブックエッジを含む)
- 寢 臺
- ガスストーブ
- 卓上呼鈴

次に掲げる物品又はその部分品を製造する専用機械器具

- 窯業用機械器具(硝子又は耐火煉瓦製造用機械器具を除く)
- 印刷又は製本用機械器具
- 理容用機械器具(バリカンを除く)
- 鐵 釘(踏釘を除く)
- 金 網
- 菓子
- 清涼又は致酔飲料
- 香水
- 石 鹼
- 蓄音機用レコード
- セルロイド及同製品
- 紙及同製品(パライタペーパー等特殊の紙を除く)
- 刷毛及刷子
- 綿又は麻製の綱繩及網
- 帽 子
- 燐 寸
- 金 屬 箔
- 萬年筆
- 鉛筆及クレヨン

銅製品又はその部分品では、

- アイロン
- 油 濾 シ
- 安全剃刀及同容器
- 椅 子
- 犬用金具
- 印 形
- 印形入レ
- インク入レ(インクスターンドを含む)
- 打 掛
- 腕時計バンド
- 腕 輪
- 繪具容器
- エレベーター(工機業用のものを除く) 煙 突
- 鉛筆金具
- 鉛筆削リ
- 鉛筆軸
- 置時計
- 置 物
- 桶、盥類の箍

第三章 七七・奢侈禁止令

紐掛	表示板掲装具	日除金具	フィンガーボード
風鈴	フオーク	ブツクベルト金具	筆洗
筆立(ペン立)及筆架	布帛掛	フローチ	風呂桶及風呂釜
文鎮	ペーパーナイフ	屏	ペーパーアイロン
ヘアードライヤー	鏡	ペン皿	ペン軸装飾金具
ホールスタンド	箒	帽子、額縁等の掛金具	庖丁
ボタン(スナップ)	盆	本立	窓開閉調整器
魔法瓶	万年筆金具(ペン先を除く)	水差	耳飾
名刺、傳票等の刺器	目的地	メニュー立	メモ挾
持送り(棚受け)	物干器	薬罐	焼網
門	薬味入及薬味立	矢立	矢筈
遊戯用ボード	郵便受口	床磨器	指輪
湯沸器	洋傘装飾金具	楊枝入	洋服掛

部分品では、

鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル又はこれらの金属を用ひたる合金を使用した製品又は

白金製品では、

装飾用品、装身具、身廻品、文房具、什器

ラヂエーター 及同カバー	欄干	蠟燭立(神佛用のものを除く)	シャンパンクーラー
手水鉢	ドイツシユカバー	電球(導線を除く)	天水桶
ナットクラッカー	噴水金物	マーク類刷込板	焼串

茶器、酒器、菓子器その他の飲食用器具、鍋、釜、湯沸その他の厨房用器具、火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺その他の家具什器、手摺、把手、線香その他の建築用附属金具、置物、花器、賞盃、函物その他の美術装飾品、煙草セット、シガレットケース、灰皿その他の喫煙用器具、ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器その他の身廻用品、髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦その他の装身具又は被服附属金具、文鎮、インクスタンド、紙切その他の文房具、玩具

ゴム製品ではインディアラバー、バララバー、ラテツクス、シロトン、バラタ、ガタパーチ

ヤ、再生ゴムを使つて製造したもの及びその材料で軍需又は輸出用以外の

- 總ゴム長靴
- 總ゴム短靴(雨靴、オーバースューズ及)草履及下駄(鼻緒及び爪) スリッパ
- 手袋(醫療用のものを除く)
- 手摺ベルト
- クツシヨンゴム
- 空氣枕
- 海水浴用具
- 運動用具
- マツト
- ガーデンホース
- スポンヂ
- 運動用具
- タイル
- デスクシート
- ゴムバンド
- 玩具
- チューインガム
- ラバリユーム
- 家具用キャツプ
- 絨ゴム
- 廣告用氣球

皮革製品又はその材料では牛革(黄牛革を含む)又は水牛皮を使つて製造したもの、

靴、馬具、自轉車又は自動自轉車用サドル、調帶、バツキング、運動用具、革砥

更に牛革(黄牛革を含む)水牛革、馬革、騾革、驢革、細羊革、山羊革、豚革、鹿革、犛革、大革、鯨革、鮫革を使つて製造したもの、

草履、スリッパその他の履物(鼻緒及び爪革を含む)但し靴を除く、靴、トランク、ランドセル、リュックサツク、圓蓋その他の携帯用具、マント、外套、上着、ズボンその他の衣類、帽子、手袋、帶

革、ズボン吊、靴下留、脚絆その他の衣類附屬品、ハンドバツグ、墓口、紙入、煙草入、名刺入、筆入その他の袋物、眼鏡サツク、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サツク、運動具入その他の容器、水筒紐、時計腕革その他の縛革、首輪、引紐、鞭その他の家畜用具(但し馬具を除く)椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團、その他の家具什器、書籍及び帳簿、アルバムその他の文房具、張革、吊帶その他の車輛用品

以上の各物品は販賣を禁止することになつた。

纖維製品については、次に掲げる各物品以外のもはこれを販賣することが出来なくなつたのである。

- ステープルファイバー織物中
- 小巾白木綿
- 三綾
- 小倉
- スレーキ
- 八丈
- 金巾
- 四綾
- ゼファー
- ギヤバチン
- ポプリン
- 天竺
- 細綾
- サージ
- 雲齋
- ブロード
- 粗布
- 細布
- モスリン
- 繻子
- 變織

斜子織	ビツケ	ペロア	コイル天
ギンガム	ネル	セル	シジラ
寒冷紗	クレツプ	ブロック	サツカー
タオル	敷布	風呂敷	ガーゼ
綿帯	毛布	蚊帳生地	ス・フ帆布
別珍	蕊地	綿木綿	夜具地
緋	織色木綿	丸紡	手染中形用生地
機械捺染用生地	裏地	カラー生地	擬麻布
斑布	北布	ヅツク	家具用裂地
マフラ	フート地	ガラ紡緯服地	ス・フ麻交織服地
羽根蒲團用生地	座蒲團地	兒服地	襖地
緞通	モール織	三笠織	シール織
モケット	大和織		
ステープルファイバー莫大小生地中			
吊及トンプキン生地	両面生地	フライス生地	臺丸生地

フレンチ生地	小横生地	大横生地	丸ゴム生地
毛織物中			
サージ	服地	ボーラー	クレバネット
ゼコニー	アルバカ裏地	蕊地	ラシヤ
肩掛	毛布	角卷	

そして以上の各規定に違反したものについては輸出入品等臨時措置法に基いて、最高七年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金が科されることになった。

七、在庫品だけ認定で賣れる

併しながら以上の如き贅澤追放に峻厳な生活新體制をもつて臨むことになった七・七禁令の實施によつて、戦時國民生活は一大方向轉換を來すことになり、戦時經濟の運用に大きな貢獻を齎すことになったが、これと同時にその効果が大きいだけに影響するところも頗る大きい。

である。禁令によつて販賣禁止の憂目に合つた在庫品は相當巨額の金額に達し、纖維製品のみでも一億二、三千萬圓に上るといはれ、各營業者の打撃も手痛いものがあるので、それら禁止ストック品の處分方法と共にその善後處置の對策が要望されたのである。

そして事實此の禁令は、既に戰時緊縮生活の趣旨徹底に相當の効果を擧げ得たのである。しかして莫大な禁制品を死蔵するといふことには物資不足の折柄策を得たものではない。そこで政府は物資活用の見地から、禁制在庫品の一部活用を圖ることに方針を決定した。即ち第一次猶豫期間である十月七日を前に、禁制在庫品處理要綱によつて、

(一) 奢侈抑制の根本方針は飽迄緩和せず、たゞ物資活用の見地から比較的奢侈性の薄い實用品にのみ一部販賣を許可する

(二) 但し各業者の損失については一切補償等は行はず、業者の相互扶助による自力更生に俟ち、纖維製品については製造、卸、小賣を包括する全國的八團體を指定し、在庫品中の奢侈性の尠いものについて認定によつて販賣を許可する

といふことになり、中央と各地方に奢侈品認定委員會を設け、一定の非奢侈的認定基準によ

つて各物品の認定を行はしめることにした。認定された實用品にはそれぞれ「特免」の證票を付けてその販賣を許可する事にしたのである。

例(一) 禁制織物の小賣り特免マーク



例(二) 禁制ゴム製品の特免マーク



大……直徑 三 種
中……直徑 二 種
小……直徑 一 種

そして纖維製品以外の銅、白金、鉄鐵、鋳物、皮革、銅製品、鉛、亞鉛、錫、兎毛皮、ゴ

△、用材等の各製造制限規則によつて製造の制限を受け、販賣禁止となつた物品の在庫品についても、奢侈品等製造販賣制限規則第一條によつて製造を禁止されたもの例へば指輪、首飾等を除く外のもは、各地方長官の許可を得て、同様販賣期間を一ケ年間延長されたのである。

八、宅地、建物も價格統制

戦時物價の安定を圖るため、此のやうに暴利取締規則の改正、價格等統制令、及び七・七禁令と矢繼早に法令を公布し、一應商品市場はやゝ安定を見せた觀があるがたゞその間にあつて、價格ストツプの技術的困難から除外された土地、建物、生鮮魚介類、生鮮蔬菜類、立竹木、繭、生絲、書畫、骨董等のうち、魚蔬菜類、土地、建物價格等は、都市近郊に集中された軍需工場の人口吸収と、それらが拍車する需要増と俟つて益々拂底を告げる傾向を見せた。生鮮魚介蔬菜類には昭和十五年九月を期して最高販賣價格が設けられたにも拘らず、土地、建物には特に何等の制掣も加へられてゐないため、鰻上りの騰勢を續けまづ市街地における地價の

猛烈な値上りを先驅として、生産力の擴充に伴ふ工場敷地の需要激増と、それに基く土地、建物への思惑熱の擡頭やブローカーの横行、さては分譲地の簇出、先高見越しの賣惜しみ等々、諸々の騰貴條件が錯雜した結果、例へば東京近郊の如き僅か數年前までは坪當り四、五圓程度のもが昭和十四、五年にかけては十倍以上にも猛騰するといふ有様となり、これをその儘にする時は工場敷地問題を通じての生産費の騰貴や時局産業に對する土地敷地の供給難をも招來することになる。そしてそれは低物價政策への脅威ともなるので、こゝに斷乎として宅地、建物への抑制を圖るため、政府は昭和十五年十一月廿一日、國家總動員法に基いて宅地建物等價格統制令を公布、同廿五日から實施した。

九、土地、建物の賣買はどうなる

此の法令の狙ひとしては、先づ現在の騰貴の原因となつてゐる宅地、建物の轉賣による投機的土地思惑、農耕山林地の宅地や工場地化することを防ぎ、且つ地價吊上げのためにする土地

分譲を抑制の目標とし、宅地、建物の価格、宅地にするため譲渡される農地等の価格や、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権や、それに土地又は建物の譲渡契約に附随して定められる場合には、營業權、造作、附屬築造物等の價格にも統制を加へようとするのである。即ち

第一に昭和十四年の九・一八停止日を基準として、そのうち賣買によつて得た宅地建物については、登記に費つた費用に税金（不動産取得税、同附加税、建築税等）、受益者負擔金（例へば都市計畫法による負擔金）を加へた額以上には賣ることが出来ない。そして九・一八日以後に建築した建物については、これを二つの場合に分ける。

イ、新築後使用収益した場合は、建築費に第一にある一定の金額を加へた額以上には取引出来ない。例へば新築後たとひ一月でも自分で住むか、又は他人に貸したことがあれば、その建築費に先の登記料、税金、受益者負擔金を加へた金額でなければ賣れないといふのである。

ロ、使用も収益もせず、いはゆる建賣する場合は右の合算額に更に一定の利潤を加算した額以上の價格では取引することが出来ない。例へば九・一八日以後新築したが、自分も一度

も住まず又他人にも貸したことがなく、建てた儘で賣渡す場合には、その建築費、建物の工事費（材料費を含む）、設計費及び工事監督費、工事中の地代（自己の土地に建物を建築した場合にあつては地代相當額）、工事中の火災保険料に一定の利潤（建築費の百分の七に相當する額）つまり七分の利潤を（ロ）の金額に加へたものゝほかは賣ることが出来ない。しかもこれは金利ではないから、新築一日で賣つた時も一年後に賣つた時でも、此の七分の利潤しか加へられないのである。

以上が第一の要點であるが、たゞこの規定を餘りに嚴格にやる時は、建築者に對して酷となる場合もある。そこで賣渡人が宅地に改良工事を加へた時とか、建物に増築又は改築を加へた際には地方長官の許可を受けて適當な價格でこれを賣買することが出来るやうになつてゐる。

一〇、認可のない土地分譲は買手も罰せらる

第二の土地の分譲については、宅地の分譲の場合は、それが昭和十四年九・一八日以前か

ら持つてゐても、その後買ったものであつても、第五條の「宅地の分譲をなす者は命令の定むる所により、その分譲をなす宅地の価格につき行政官廳の認可を受くべし、宅地以外の土地を宅地となす目的を以つて分譲をなす場合亦同じ」の規定によつて、全部分譲地の區劃別の分譲價格について包括的に分譲の廣告前に豫め地方長官の認可を受けなければならない。これは宅地以外の農地等を、宅地とする目的で分譲する場合も同じく認可を要するのである。そして認可を受けた時は、その認可された價格を超えて賣買してはならないのである。これに違反した時は、賣つた者ばかりでなく買つた者も處罰されることになつてゐる。更に分譲價格の認可を受けた者は、「本令において分譲とは、讓渡せんとする自己又は他人の土地を分割して讓渡すべき旨を廣告し、これを讓渡することをいふ」とある如く、その分譲地の價格を新聞、雜誌に廣告するか、又は分譲地の現場の見易い場所に公示しなければならぬ義務があるのである（第十一條第二項）。

第三の點は、宅地以外の土地、例へば農地とか原野、山林等を宅地にするために賣る場合には、やはり宅地分譲の時と同様九・一八日の前後に取得したものであると否とを問はず、

讓渡人或は讓受人は、その價格について地方長官の認可を受けなければならない。そして認可された時は、その價格を超えて賣ることが出来ない。これは農地や山林が兎角思惑の對象にされて、不當な價格で賣買され勝たためその抑制がなされたのである。

一一、借地權（地上權）等の賣買はどうなる

第四は、借地權、營業權、造作等は土地、建物の價格と非常に密接なものであるため、土地、建物の統制に副つて今回これらの權利金をも統制することにしたのである。例へば九・一八以後建物を五千圓、借地權を五千圓で買つたとすると、建物は五千圓で抑へられるが借地權を統制しないと五千圓で買つた借地權は、一萬圓でも二萬圓でも自由に賣れることになつて、統制の實際の効果があがらないことになる。そこで借地權についても五千圓で買つた時は、五千圓以上に賣ることが出来ないことになつたのである。そして營業權とか造作については土地、建物の讓渡契約に附隨して定められる場合にだけ此の第八條の規定が準用される

る。例へば造作は建物の譲渡契約と同時に定められる場合でない準用されない。つまり建物を五千圓で買ひ、同時に造作を三百圓で買った場合だけ、その建物を賣る時には建物は五千圓、造作は三百圓にするといふのである。

なほ此の宅地、建物等價格統制令に對する違反の罰則については、總動員法に基いて十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

一二、地代家賃統制令とは何か

宅地、建物の統制は、かくて一應整備されることになつたが、(宅地、建物と不可分の關係にある地代、家賃の方はどうかといふと、これは更に宅地、建物に輪をかけた激しい拂底ぶりで事變後の大都市にあつては、貸家は愚か貸間さへも容易に見當らぬといふ深刻な住宅難を招來して居り従つて家賃、地代の騰勢も物凄じいものがある。そのため政府は昭和十四年十月廿日から地代家賃統制令を施行、一年の期限を限る應急的な價格ストップの網を敷いたのであるが、

他の諸物價の騰勢と共にかゝる一時的な對策では深刻な住宅難を繞る價格の吊上げや、その他の間行爲を根絶する譯にいかない。そこで政府は、同統制令の失效となつた十五年十月十九日を期して、今後新たに定められる地代、家賃については適正標準によらしめることを目標に、法令の有効期限を撤廢し再び地代家賃統制令を公布實施すると同時に地代、家賃の適正標準をも決定したのである。

従つて新發足した此の統制令は、同令施行の同年十月廿日以前において既にあつた地代、家賃については、原則としてこれを据置きとし、たゞ著しく低額な場合については申請によつて増額を認めるが、その代り不當に高額なものについては地方長官が引下げを命ずることとし、専らその運用を同日以後新たに定められる地代、家賃について、不當なる利得を防止して適正な價格を設けしめることにした。

一三、新築家屋の適正值はどうして決めるか

此の地代、家賃の適正標準の主なものを示すと、

新たに定められる地代は土地資本の年百分の四・二に相當する金額をもつて一年分の標準とする。しかし地方の實情によつては百分の三から百分の六の範囲内でこれに代る率を定めることが出来る。地代は後拂ひとし敷金は徴收しない。そして借地の期間は三十年とする。

家賃適正標準乗率（百分率）

普通建物	煉瓦造石造混蔵 土造及土造蔵	〇・九五
下宿屋共同住宅	木造（木骨造鐵網モ ルタル造その他の木 骨造家を含む）	一・四六
木造（木骨造鐵網モ ルタル造その他の木 骨造家を含む）		一・二四
主體建築費		一・一四
附屬設備費 及び造作費		一・三五

新たに定められる家賃については、地代又は地代相當額（月割額）、火災保険料（月割額）と

供益費（下宿屋、ビルディング、アパート等に限る）に建物資本に對し右の家賃適正標準乗率を乗じた金額を合算したものをもつて標準としてゐる。

例へば普通木造建築費坪當り二百圓を要した卅坪の家屋では六千圓となるが、此の六千圓の内譯を主體建築費八〇％四千八百圓、附屬設備費及び造作費二〇％千二百圓として計算すると、四千八百圓に對する一・一四％と千二百圓に對する一・五五％との合計即ち七十三圓が、此の卅坪の木造新築家屋の適正價格となる。

一四、經濟新體制の確立

支那事變以來以上の如くにして、統制經濟は事變處理を中心にして進展して來たのである。しかし歐洲の天地に捲起つた第二次大戰は、わが日本の戰時經濟をも大きく一回轉させ、こゝに雄大な東亞新秩序建設に向つての巨歩を踏み入れることになつた。即ち國家の總力を擧げて高度國防國家の體制を整へるため、あらゆる經濟活動が一元的に國家意志に結びつきこれに統

合されて、一貫的な計畫のもとに限られた資金、資材、勞力を國家的な立場から運用して行かねばならぬことを強く要請したのである。

それには統制經濟の不備を補ふと共に、今までの私利私慾を中心とした經濟を一擲して公益優先、職分奉公による更に強固な經濟新體制を確立することが必要である。かくて「經濟新體制確立要綱」が昭和十五年五月七日決定したのである。

此の經濟新體制の基本方針は、その要綱の冒頭にもあるやうに「日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内における資源に基きて國防經濟の自主性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として総合的計畫經濟を遂行し、もつて時局の緊急に對處し國防國家の完成に資し、依つて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす」るものである。即ち自給自足の資源と勞力を合理的に運用して、その總力を發揮して生産力を擴充國防國家の建設をする。その目標のもとに全經濟産業の各層を打つて一丸とし、國家の意欲を體して公益優先、職分奉公を盡さねばならぬといふのである。

一五、國家を忘れた私益の追求はいけな

そのためには、これまでの如く經濟活動が私慾中心の個々バラバラで、資本家の自由に委かされてゐたやうな經濟の仕組みではいけない。総合的計畫のもとに、國家の經濟を運營して行くといふ大きな目標に向つて、官民が一致協力して行く機構を整へる。企業は民有を本位とするが、その經營は從來のやうな國益を無視した私益追及の經營では駄目であつて、國家の目的に合致する公益第一的な經營にする必要がある。

そして限られた資本、勞力、資材を有効に活用し最大限の生産を擧げて行くために、能率の低い生産設備のものはこれを整理又は他の優秀な設備をもつ企業に統合し、全體としての能率を高めて行かなくてはならない。

しかもそれらの企業に屬する産業は、各産業部門別に企業と組合を單位にして、同じ業種、物資を取扱ふ業者を凡て網羅した經營共同體である業種別又は物資別の經濟團體を組織させ、その各經濟團體に國家の意志を體する最高の指導者を置くのである。そしてその最高指導者が

國家に對して公共的責任を負つて、自分の創意と能力を最高度に發揮しつゝ、各企業者を指導統率し最高の生産能率を擧げて行くやうにしなければならぬ。

かくて資源を海外に依存することなく、東亞共榮圈のもとに自給自足しつゝ、國防國家建設のため最高の軍需生産力を發揮しながら、他面戰時國民生活の安定のため生活必需品の最少限度を確保して行かうといふのである。

「六、生活必需物資統制令とは何か

かく經濟新體制確立による基本國策の決定、公定價格の全面的擴大や或は又限界價格の設定、取締陣の強化等によつて物資の價格面への統制は順次整備されつゝある。しかし表裏一體をなす物資の配給消費面の統制が同時に完全に行はれなければ、統制經濟の完璧を期すことは出来ない。事變以後現在でも根を絶たぬ闇取引の跋扈も、單に價格金錢の上からのみに原因するのではなく、物資不足による、物の偏在から來る場合が非常に多いのである。

殊に生活必需物資については、その物資の性質から見ても直接消費生活に重要な影響を與へるものであるから、これが配給の圓滑を圖ることは價格の抑制と俟つて最緊要なことではなげばならぬ。戰時經濟政策の遂行は、かくて物價の安定と購買力の吸収、生活必需物資の最少限度の確保によつて初めて達成されるのである。

一七、切符制は益々擴大される

そこで政府は價格の抑制と呼應して、重要物資及び生活必需品確保のため、配給と消費兩面への統制を強化して、物資別による配給の一元化を圖ると共に、他方消費についてもその規正を行ふことになつた。即ちマツチ、砂糖を皮切りに、續いて木炭、米、特免綿製品等生活必需品の切符制を實施したのである。そして今後更に時局の進展に伴つて、隨時必需物資について切符制の擴大を圖るため統制的分配制度確立の基礎として、昭和十六年四月一日に、國家總動員法に基いて生活必需物資統制令を公布したのである。

此の法令は全文十八條からなり、生産、配給、消費の三段階に對する統制の法的根據を示したものである。

先づその第三條において、「主務大臣は生活必需物資の生産（加工を含む以下同じ）を業とする者又はその團體に對し生活必需物資の生産に關し必要な事項を命じ又は一般的に制限をなすことを得」とある。これによつて生活必需品の生産擴充又は維持のため必要な命令を出すことも出来るし、規格外品の製造なども制限禁止が出来ることになつた、更に、

第四條「主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣その他賣渡しを業とする者、輸出業者、輸入業者若しくは此等の者の團體又は業務に關し若しくは轉賣の目的を以つて生活必需物資を所有する者に對し讓渡の時期、相手方その他必要な事項を指定して之れが讓渡を命ずることを得

第五條 主務大臣は命令の定むる所に依り生活必需物資の生産を業とする者、販賣その他賣渡しを業とするもの、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し一般的に數量、時期、方法、相手方、配給區域その他に付き必要な命令をなすことを得

第六條 主務大臣は命令の定むる所により生活必需物資の讓受に關し一般的に數量、時期、方法、相手方その他につき必要な命令をなすことを得

の各條によつて、今後生活必需品の配給を確保するため切符制や通牒制の施行をどしどし行ふことが出来るわけで、そのため必要とあらば、集荷、出荷にも統制を加へて、買溜め賣惜しみ等によつて物資の偏在を來すやうな場合には、適當に讓渡命令をなし、生産、配給、消費にわたつて、一貫した法的統制の基礎を固めたのである。戦時下においては軍需並に勞力、輸入關係等によつて物資、資材、殊に日常生活必需品の減少は當然のことであるから、その限られた必需物資について切符制、通牒制によつて戦時生活の最少限の確保を圖ることは必要缺くことの出来ぬ措置である。従つて、今後此の統制令によつて先づ運用されるものは生活必需品について實施を見ることにならう。

一八、切符制で卸、小賣商はどうなる

併しながら切符制の實施による割當ての確保は、それらの任務を擔當する配給業者の組織機構が確立されてをらねば、完全な成果を期待することが出来ない。そのため政府でも昭和十五

年十一月、生活必需品配給機構整備要綱を決定し、各府縣廳を通じ組合機構の整備統合に着手し、全國二百萬に達する商業者の再編成を圖ることになつたのである。その要綱によると

第一に生活必需品小賣商業組合の設立に關する方針を指示し、次いでこれら商業組合の運営に關する事項と、更にこれら組合の聯合會の組織方法を示し、最後に既にある商業組合及び同聯合會の整理統合の方針が明かにされてゐる。即ち小賣商業組合については、業態の如何を問はず物資別商品別に組合を組織することを避け、原則として相互に關聯ある業種を統合した。

例へば

イ、食料品

ロ、燃料品

ハ、纖維製品

ニ、その他の家庭用雜貨

等の包括的業種別組合を結成せしめる。そして例外の場合として醫藥品、度量衡器等包括的業種別組合に統合することが實際的に不適當なものについては商品別組合とすることを認め更

に生鮮魚介類、蔬菜果實類、鳥獸肉、豆腐、牛乳、氷等は都市においては業種別組合に、郡部地方にあつては食料品商業組合に統合せしめることが出来る。その他生活必需品一般を取扱ふ業者の多い地方、例へばよろづ屋式商業者の多い郡部においては、包括的な生活必需品全體を統合した生活必需品小賣商業組合を、更に商業の專業化の遅れてゐる地方では、一定の地區内に凡ての業種を網羅した地區商業組合の組織を認めることにした。

そしてその運用については、統制商品は共同仕入れとし配給についても組合中心の責任制度を確立して、闇取引の防止のため組合及び組合員の責任を明かにせしめる。

卸商業組合については、原則として生活必需品は共同仕入及び共同販賣とし、商業者の營業は組合に吸収し、これまで卸商が小賣を兼業してゐるやうな場合も、特に必要がある場合は兼業を認めないことにした。元賣商又は集散地問屋は全國單位又は經濟ブロック別に、産地問屋については道府縣單位又は經濟ブロック別に、商業組合を結成して必要あるときはこれを合同して會社をも設立せしめる。

聯合會については、生活必需品關係の小賣商業組合をもつて、包括的業種別に道府縣單位の

聯合會を組織せしめる。例へば食料品商業組合聯合會とか家庭雜貨商業組合聯合會といふ風に、同一の用途に向けられる物資を統合、その地區は道府縣の區域を限度にし、卸商業組合も聯合會に吸収して、聯合會の統制のもとに卸商業組合から小賣商業組合へ物資の配給を行はしめる。そして此の聯合會が、道府縣市と一體となつて、その指示に従つて所屬組合に對して配給の統制を行ふ。

一九、物審の改組と物價問題の再検討

かくて、生活必需物資統制令による切符制の擴大に備へて、生活必需品の配給機構も亦次第に整備されようとし、こゝにわが戰時統制經濟は、暴利取締令の改正を端緒に、急カーブを切つて激變しつゝある國際情勢の推移に即應し、高度國防國家を樹立、東亞新秩序の建設を目的とする新經濟體制の確立に到るまで、始終一貫低物價政策を基調として國家の總力をあげて生産力の擴充に邁進しようとしてゐる。そして今後も此の基本國策は不動の鐵則として變へられ

ることではないのである。このことは昭和十六年五月廿九日の全國經濟部長會議での豊田商工大臣の訓示中にも、その方針を示してゐる。

「昨年に於きましては七・七禁令、生鮮食料品の價格の公定、その他公定價格制度の全般的普及等の結果と致しまして事變勃發以來上昇を示して參りました物價も漸く安定を見てゐたのでありますが、最近歐洲戰局の擴大に伴ふ輸入物資の窮屈化及びその價格の昂騰、一般購買力の増大その他の事情によりまして、低物價の維持は更に一段の努力を必要とするに至つたものと考へられるのであります。戰時に於て軍需の充足、輸出貿易の振興、國民生活の安定等を確保するためには低物價政策をその基調とすべきことは今更言を俟たざるところでありまして、今後益々此の方針を堅持すべきことにつきましては當局は豫てより堅き決意を表明してゐるのであります。政府は此の際更に生産、配給、消費、資金、勞力、運輸等各般に互る綜合的物價對策を樹立し、その強力にして完璧なる遂行を確保する覺悟でありまして、曩に物價對策審議會を改組して民間協力の體制を整備する等致しましたのも此の主旨に外ならないのであります」

と述べ、低物價政策を強調し、小倉無任所大臣もまた、六月五日（昭和十六年）の物價統制協力會議の席上で「低物價政策の根本方針は原則として變ることはない」と、同様の方針を力

説してゐることから見ても明瞭である。併しながらその一面、物資の不圓滑から来る生産費の高騰も甚しく、惹いては生産の低下をも見ようとしてゐる。

尤も低物價政策による物價の抑制と生産の増大とは根本的には共に異つた軌道を走るものである。若し平時において物價が低下してゐる場合があつたとしたら、その物の生産は需給の法則に従つて、これまた低下せざるを得ないことになる。供しながら戦時にあつては、この方則は固守する譯には行かないのである。

二〇、低物價政策は續く

生産の増大は戦争の遂行には絶對的に必要とされる。しかも高物價はインフレを伴つて國民の經濟生活を根こそぎ揺り動かすことになる。此の矛盾の解決は至難なことではあるが、戦争の完遂の前にはその調和を圖することは、忽せに出來ぬ重要な課題である。

しかも戦時産業の中心をなすところの工鑛業部門の最近の生産指數は、左の如く。(企畫

院美濃部第三課長の發表によると昭和五、六、七年の平均を二〇〇として昭和十一年度から同十五年九月迄の各年平均指數は)

	總平均	製造工業平均	鑛業平均
十一年	一五〇・二	一五一・九	一三〇・八
十二年	一六九・八	一七二・四	一五〇・六
十三年	一七二・〇	一七三・六	一六〇・一
十四年	一八〇・〇	一八二・六	一六四・五
十五年	一七四・八	一七六・〇	一六六・六

事業後、昭和十四年度までを頂點として、以來工鑛業生産指數の總平均は停頓の状態にあるといはれてゐる。もつとも右の數字の中には平和産業部門のものも含まれてゐるのであるから、この指數だけで全部を見ることは出來ないのであるが、かやうに重要産業部面の生産力の低下乃至停滯は生産力の擴充を第一義とする現在においては、當然その根本にまで遡つて再検討されねばならぬ。

蓋し生産の擴充を伴はぬ戦時物價對策はその本來の要請に背くことになるからである。そし

て此の場合、それが重要産業部門における生産品だけに更に一層重視されねばならぬのであるが、併しなほかゝる場合と雖もそれによつて低物價政策が直ちに修正されねばならぬといふ譯には行かない。

二一、明日の物價對策は生産費切下と合理的經營

しかも今日では最早單なる物價の値上げだけでは、増産は望めないのである。却つて物價の引上げは悪性インフレを招いて國全體の經濟活動を危機に頻せしめることは、既に度々述べた通りである。では此の矛盾を克服して増産を圖るにはどうすればよいか、それには切符制の擴大による消費規正と貯蓄を徹底して購買力を吸収しつゝ、現在の限られた資材、資金、勞力、運輸の綜合的計畫のもとに産業の合理的經營による生産原價切下げのほかはない。限られた資材、勞力を優秀な企業に重點的に集中して行く、そのためには産業の再編成を行ひ能率の低い企業は出来るだけ、整理統合して經營の合理化を圖る。かくて産業に最高度の能率を發揮させ

るのである。

此の合理的經營による生産費の切下げこそ明日の生産擴充の對策であり低物價維持の中心課題でなければならぬ。

そこで政府は昭和十六年五月九日、物價對策審議會の改組を斷行して、新情勢に對する此の新たなる角度からする物價對策の基本構想を練ることになつた。

物價審議會の改組の根本方針は以上のやうな新局面に對應する對策の樹立にあるが、これと共に物價政策に對する政府の責任的立場を明かにし、その上に官・民の協力體制を整備することになつた。

即ち政府は物資、資金、勞力、運輸等各般にわたる綜合的見地に立つて物價對策を樹立し、責任をもつてこれを遂行して行かうといふのである。これは物動その他の戰時經濟政策とも密接な關係をもつことになるから、當然機密保持の建前からしても政府がその衝に當らねばならないのである。併しその代り政府としては出来るだけ民間の知識經驗を活用し、同時に民間の協力を求めることになつてゐる。

二二、改組強化した物審の新陣容

この改組強化された物價審議會の機構は、委員は凡て經濟界の有力者をもつて充て、從來と異つて國務大臣は除外されることになつた。そして此の經濟界の各有力者がそれぞれの指導的地位において参加することになる。なほ物價政策の樹立遂行には政府が全責任をもつて當ることになつてゐるが、この政策を決定する機關である委員會は、もつぱら民間經濟界の實務家をもつて充て、これによつて民間の意向を尊重すると同時に、政策を實地に適合せしめようとするのである。民間委員からなる委員會の決定に對しては、政府は少くとも道義的責任をもつてこれを尊重することになつてゐる。

委員會の委員の數は從來の廿名から今回は一躍卅名に増加され、その内譯は貴族院代表五名、衆議院代表五名、鑛工業關係五名、商業貿易關係三名、金融關係四名、農林水産關係三名、その他五名としこれに會長一名、副會長二名を置き、會長には近衛首相、副會長には小倉

國務大臣、鈴木企畫院總裁の就任を見た。

この委員會には關係各省高等官の内から選任した幹事（實際には關係各省次官が當ることになつてゐる）を置き、幹事會は別段設けないが民間側を除外したこの幹事が實際上の原案の作成に當ることになつてゐる。その代りこの幹事に民間人の意向を注入するため、企畫院委員制度を活用して原案の作成に協力を求めることになつてゐる。

企畫院委員は民間の學識經驗者中から選ばれてゐるが、今回この委員を増員、適任者十六名を任命し、これによつて幹事に對する有力な協力機關とすることになつてゐる。

審議會の目的は、これまで通り物價に對する重要問題を調査審議するのであつて、物價が經濟の総合的な現れである點から見て、經濟の各部門にわたつて審議されることになつてゐるが、重點は物價對策に置いて、經濟對策の全般には及ばないのである。そのために企畫院を中心として各省の物價關係行政の綜合調整を一段と強化することになつた。

以上のやうに改組された物價審議會は、政府の提案する原案を審議しその實施に協力するに止まり、その原案樹立の機構は幹事にあるが、實質的には企畫院が原案樹立の責任者となる。

かくて新陣容による第二回目の物價對策審議會を昭和十六年八月十二日開催、低物價と生産増強の調整案として、我國物價對策の根幹は低物價政策堅持の方針に基き

- 一、價格構成の基礎たる主要生活必需物價、基礎的生産資材の價格、動力、運賃並に労働賃金につき現在の水準を嚴に確保すると共に進んでこれが低下を圖り
- 二、生産、配給の各面に亘り徹底せる合理化を行ふと共に重要物資の生産についてはこれを積極的に助成し以つて生産の増強と生産費及び配給費の低下を圖り
- 三、國民消費生活の合理化を促進し消費規正を一層強化すると共に適正なる戰時生活の最低限を確保し
- 四、購買力發生の根源を能ふ限り規制すると共に浮動購買力を吸収し以つて物價と生産増強との調整を圖るに在り

と戰時物價對策の根本方針は不動の低物價政策にあることを明かにしたのである。

第四章 獨逸の戰時經濟統制とその刑罰

戰時下において軍需物資を中心に生活必需品の増産を圖り、一方悪性インフレーションを防止して國民生活の安定を圖るために、先づ物價を統制し、低物價政策を採ることが最も重要な條件である。此の原則は洋の東西を問はない。何れの國家も戰時政策の主要な眼目とするところである。わが國が支那事變勃發以來、次々と統制經濟の強化を圖つて來たことは既に述べた通りであるが、これも聖戰完遂のための止むを得ない措置である。従つてこのために國民生活に多少の不自由が出來たとしても國家目的の達成のため耐へ忍ばねばならないことは當然である。現在わが國で施行されてゐる程度の經濟統制は、他國のそれに比べて決して苛酷なものではない、寧ろ更に強化して一億一心高度國防國家の建設に邁進するの必要を痛感する位である。

即ち、同じく現在戦争中の獨逸の經濟統制を見るとき、國情は無論異るとしても、その不屈の逞ましき統制力は以つて他山の石とするに足りるものがある。獨逸があゝの赫々たる戰果を收めつゝあるのも、第一次歐洲戰に苦杯を嘗めた苦い經驗から來てゐることも見遁せぬが、更に國內經濟が一絲紊れぬ統制下に足並を揃へて進んでゐるところに負ふこと頗る大なるものがある。

併しながら獨逸の經濟統制、特に國內物價に對する統制は、決して戦争が始つてから行はれたものでなく、既に戦争勃發の三年も前から實施されてゐたのである。従つてまた獨逸の經濟統制が完備してゐるといはれるのも、それらの理由に歸するところも多いといへよう。

即ち、獨逸における經濟統制、特に價格の抑制は、一九三六年十月二十九日發布の四ヶ年計畫施行法によつて、始めて総合的な戰時的色彩をもつて確立されたのである。

尤も價格抑制の一般的法令としては、それ以前一九三四年既に價格騰貴防止令なるものが發布されてゐるが、これはその適用範圍が生活上重要な日常必需品、並びに日常の需要を充すべく給付に限られてゐた。従つてその方法も組合その他の團體が協定をもつて、最低價格等を定

めることを原則的に禁止した程度である。

一、價格形成長官の任命とその權限

その後如上の適用範圍の制限を撤廢して、凡ての財貨及び營業的給付に擴大し、更に「需要充足の價格拘束及び騰貴防止令」によつて、財貨又は給付（賃金と俸給を除く）の國內取引について、組合その他の團體、一般生産者又は卸賣業者が價格等を確立したり、協定又は勸告することを原則的に禁止し、更に取引條件を買主に不利なやうに変更することも禁止したのであるが、積極的に戰時體制を整へるため、物價の統制が行はれたのは、矢張り四ヶ年計畫施行法によつて、その大綱が整備したものといへよう。

そして價格形成の範圍内におけるこの四ヶ年計畫施行法の最も大きな特徴は、各種の財貨及び給付、特に凡ての生活必需品、農業、商業、工業の全生産、各種の財貨並びに商品の取引及びその他の報酬に關して、價格形成を監視するため、價格形成長官といふものを任命したこと

である。この價格形成長官は、國民的に正當な價格及び報酬を確保するため必要な措置を採る權限を持ち、價格並びに報酬の認可、確立、監視又は形成の範圍において、國最高官廳に授與せられた職務及び權限を引受けるもので、事、價格に關しては最高の權限をもつものである。勿論、その管理する職務及び權限については、必要によつて他の官署に委任することもあるが、價格の形成に當つては、命令系統はこゝに一元的に統轄されることになつてをり、いはゆる各省所管争ひの如きことは當然排除されるのである。

此の價格形成長官の職務及び權限に關しては、その後指令をもつて二、三追加し、變更を見たが、特に形成價格の勵行を實踐するために、價格監視所の權限を一層強化して、その價格監視に當つては、一般並びに内務行政官署、警察は勿論、憲兵隊、國秘密警察をも利用することが出来るやうにして、形成價格の遵守に萬全を期すことにしたのは注目し得る。これは丁度わが國の經濟警察に似たものであるが、その權限においては遙かに強大なものをもつてゐるのである。

又、違反行爲に關して告訴したり、審理について特別裁判を申請したり、秩序罰を科する等

の權限もこの價格監視所に委任され、店舗及び營業閉鎖の權限は、生産業者の經營の場合には價格形成長官自らこれを行使するが、その他の場合には、全部價格監視所の管轄となつてゐる。此のやうに價格監視所に廣汎な權限を賦與することになつてゐるのも、結局、形成價格の遵守を出来るだけ圓滑に實踐しようとするために外ならないので、これをもつて見ても獨逸が如何に物價の安定について、努力して來たかと窺はれるのである。

二、ドイツの價格引上げ禁止令

以上の如く、價格形成機構の整備を見るや、翌十一月の二十六日には早くも價格引上禁止令を公布し、而かもそれは同年十月十八日に遡つて、各種の財貨及び給付、特に凡ての生活必需品、農業、商業、工業の全生産物、各種の財貨並びに商品の取引及びその他の對價について價格の引上げを禁止したのである。これもわが國の丁度九・一八價格停止令に等しいものであるが、わが國のそれは事變後三年目の昭和十四年に始めて發令を見たのに對して、獨逸の價格引

上禁止令は、大戦勃發三年前に既に實踐されてゐたのである。これはその當時既に準戦時體制下として如何に物價の統制に強固な決意をもつて臨んでゐたかの證左とも見られるのである。

そしてわが國における低物價政策が「物價統制の大綱」によつて基礎づけられてゐると同様、この獨逸の價格停止令も前述の四ヶ年計畫實施法にその基礎を置いてゐる。従つてその對象となるものは、凡ゆる種類の財貨及び給付、對價に關係してゐるのである。たゞ賃金及び俸給、特に國民勞働秩序法によつて規定されてゐるものや、租税はこの價格停止令には適用されないことは、その性質から見て當然のことである。

併し、その他の給付、例へば使用貸借、収益貸借、劇場、新聞廣告等の文化給付、保険料、手数料、療養費の如き、商品や給付に對して價格として表示することなしに、反對給付を表現するところの對價等は、凡てこの對象に含まれるのである。このことは、わが國のオールストップ令には地代、家賃、生鮮魚介蔬菜類等が最初一應除外されてゐたのに對して、遙かに廣汎にして徹底したものであるといへよう。

さて、この價格停止令によつて停止された許可最高價格の檢出については、

- 一、指定日に取引が行はれてゐる時にはその指定日の價格。
 - 二、契約の相手方によつて指定日に何等契約が成立しない時は、同種の當事者と指定日に同じ種類、品質、數量の給付契約をなしたものを基礎とする同様の取引價格。
 - 三、指定日に同種の取引が一般的に契約されてゐない時には、同種の取引が實行されてゐたら同意されてゐたであらうところの價格を基礎とした構成價格。
 - 四、日用品にあつてはその店舗價格。
 - 五、特別規定によつて算出された價格。
 - 六、新規製品の價格は同種の比較の出来る物品の指定日の價格。
 - 七、季節品は前年において最も近く現れた價格。
- 等、わが國の九・一八停止價格の檢出方法と大同小異のものであるが、たゞ新製品については價格の點で比較し得られる他の同種の物品の指定日における價格をもつて新製品の價格の標準とし、更に例へば、一つの機械でたゞハンドルや螺旋を變へたものとか、一枚の布地にその質には變りなく單に色を變へたものなど、非本質的な種類の變化は新製品とはならぬといふ規

定が設けられてある。これは勿論價格停止令によつて、引上げが出来なくなつたために、所謂新製品の名目によつて、この停止價格から除外されようとするものを防止するためのものであつて、此の種の方法はわが國の價格停止に當つても屢々見受けられたところである。

三、ドイツの統制違反防止の手段

それから脱法行爲を禁止するため「支拂條件並びに、供給條件が購入者にとつて不利益に變更された場合は價格引上げと看做す」といふ規定も挿入し、これによつて同一價格であつても品質を落した場合は、價格の引上げと看做し、その品質の低下を防ぎ得るやうにしてゐる。

又、企業家は從來高價なものと一緒に、一定の數的比例をもつて廉價な品種の商品も製造することが常であるが、原料が割當制になつて來ると、勢ひそれらの廉價な商品を製造するより、利益率の高い高級品のみ造りたがる傾向になる。これは無論利潤追及から言へば當然のことではあるが一方購買者側からすると、從來廉價な商品で間に合つてゐたものが市場が高級品

ばかりとなる結果、已むを得ず高いものを買はざるを得なくなる。従つて廉價品の製造廢止は價格規定の上から見て決して望ましいことではない。そこでかかる廉價品の製造廢止については、前述の四ヶ年計畫施行法價格形成長官の任命に關する法律第二條第一項の「長官は國民經濟的に正當なる價格及び報酬を確保するため必要なる措置を採るの權限を有す」なる條文を適用して、これまで製造してゐた廉價品を更に繼續して製造することを強制し得るやうになつてゐる。

更に又價格停止の副産物ともいふべき抱合せ販賣はわが國においても暴利行爲等取締規則の改正によつて處罰されることになつてゐるが、獨逸においても此の種の脱法行爲禁止のため、特に一九三七年「商品取引の低廉化に關する命令」を公布してゐる。併しこの命令は特に食糧品又は飼料に限定した抱合せ取引の禁止であつて、一般物資については未だ禁止命令は出てゐない、たゞこの命令の第七條に、「本令の規定は更に價格形成長官が……告示をもつて時々掲ぐる商品にこれを適用す」とあつて、範圍規定を含んでゐるので、これによつて必要によつて食料品又は飼料以外の他の商品にも擴大し得ることになつてゐる。その他個々のものについ

ては、例へば「卑金屬の供給を卑金屬を含む或る種の物件の交付又は反對給付として要求することを禁止」た卑金屬價格令等によつて適用されてゐるものもある。

四、ドイツの土地建物の統制

土地、建物の賃貸借についての停止令は、わが國においても相當問題となり一般物價とは分離して定められたところである。これは土地、建物が指定日における價格の檢出が極めて困難なためであるが、獨逸においても價格引上禁止令が公布された當時は、矢張りいろいろな疑問が起つたのである。そこで先づ土地については獨逸司法省は翌年六月、一般規定において、「價格停止令は土地取引にも關係する。従つて裁判所と公證人は明瞭に本令違反を含む法律行為の登記を拒絶せねばならない」といふことを注意し、「停止價格を超える價格で購入した時はその取引は無効とされず、その超過した高い分だけが無効となる。従つて違反による價格については買手はその支拂を拒絶し得る」とし、更に土地の國民經濟的適用價格の檢出につ

いて、同年十月價格形成長官の回章が發表されたが、それによると土地の使用目的によつて區別してあることが注目される。即ち、

一、農、林業に利用する土地については一九三七年一月廿六日付の土地取引告示とその一九三七年四月廿二日付施行令を参照する

二、工業用土地は構築物のあるものとなし土地については購入者自身が現在の經濟状態において、如何なる價格を負擔し得るかを自ら正しく判斷する、而して土地所有地が停止價格より著しく高い價格を要求した場合は價格官廳はそれに關與する。

三、住宅地は收益を基準としそれと共に家屋の古さと建築状態も特に考慮する

四、耕地は經驗上價格停止令の指定日價格が非常に高いからこれは將來の價格形成には基準とはならない。耕地と看做されぬ土地は一般的には農業的利用價值あるものとして評價することが出来ない。従つて最少價值として土地開拓に費はれた必要な額を含めた適當な農業的収益價值が考へられる。

等、獨逸でも土地は一般物資と同斷にすることが出来なかつたわけである。たゞこれに對し

ても價格停止令に關係することを示し（司法省一般規定）併せて檢出方法にその土地の使用目的によつて區別を設ける（價格形成長官回章）方法を用ひてゐる。

五、價格違反への刑罰

經濟統制が強化されると、その一面經濟事犯も多い。これは從來正當の利益として認められてゐたものでも、統制規定によつてこれが違反となる。従つて故意と過失を問はず違反件數は増加し、中には闇取引等によつて不當の巨利を博さうとする惡辣な手段によるものも屢々ある譯である。従つて經濟統制の強化と併行して、此の種違反行爲の防止のための罰則を整備する必要がある。特に經濟事犯の中にあつては價格違反が最も多いとされてゐる。獨逸でも此の種の違反に對する刑罰及び科刑手續に關する命令を一九三九年六月公布し、經濟事犯の撲滅に邁進してゐる。

六、罰金の最高は無制限

而して最も注目されるのは、獨逸は經濟統制の強化を圖ると共に、これに對する刑罰も嚴罰主義をもつて臨んでゐること、價格規定違反に對する一般刑法第一條には次の如く規定されてゐる。

第一項 價格形成長官は價格形成を委任したる者の法規又は指令に故意又は過失により違反したる者を禁錮及び罰金又はその何れかに處す、罰金の最高額は無制限とす

第二項 その他の官廳又は受任者の法規又は指令にして價格、價格差、割増又は割引、支拂條件、價格表示、價格拘束又はその他價格形成若しくは價格保護の爲めの措置に關するものに故意又は過失により違背したる者につき亦同じ

第五項 行爲者が惡意且つ無良心にして無恥の利益によりて行爲し又はその故意による犯行の前既に第一項、及び第二項に掲ぐる法規に對する故意の犯行に關し確定判決を受けたるときは禁錮刑に替

よるに十年以下の懲役に處することを得

右の如く、罰金の最高額を無制限にして弾力性をもたせたことは、價格事犯に對する故意又は惡意の違反に嚴重な制裁をもつて臨む斷乎たる方針を示したものと云へよう。

此の點わが國においても今回總動員法の罰則を強化し、經濟違反に對しては最高五萬圓、最高十年以下の懲役とすることになつたのであるが、弾力性のある點獨逸の場合の方が嚴重だといへる。尤もこれはわが國の立法精神が他の刑との均衡を圖る意味から過激となることを避けためと思はれるが、併し乍らく戰時下の經濟違反に何れも峻烈な態度をもつて臨んでゐることは、結局これらの犯罪が國家的に又社會公共的に見て許し難き害毒を及ぼすものであるに鑑み、その刑罰も國家公共性犯罪を重視する近代國家の方針を示したものと見て注目さるべきである。

以上の外、獨逸の價格違反の罰則には、前述の最高額無制限の罰金を始め、過失又は未遂による違反についても可罰として規定してゐる。更に上訴方法に於いても第二十八條「刑の決定を受けたる者はこれに對し抗告をなすことを得、但し價格形成長官自ら刑の判決をなしたると

きは此の限りに非ず」と價格形成長官の決定に對しては抗告すら出來ないことになつてゐる。此のやうに獨逸の經濟刑罰は嚴肅なものがありこれをわが國の經濟違反の場合と既合せて見るとき其處に自ら國情の相違するところも見られて興味深いものがある。

七、峻嚴な戰時經濟令

かくの如く、獨逸は今大戦勃發前から既に着々經濟統制を行つて準戰時體制を整へてゐたのであるが、一九三九年九月一日、第二次歐洲大戰の火蓋が切つて落されるや、その同月四日には早くも從來の經濟統制を更に強化し、所謂「戰時經濟令」を公布し、本格的戰時經濟體制の整備を圖つたのである。

即ち戰時經濟令は、その冒頭において、「祖國の國境確保は全獨逸人より最高の犠牲を要求す、軍人は武器をとつてその生命を賭し祖國の防衛に當る、彼等兵士の拂ふ此の大いなる犠牲を思へば銃後國民の力と全資力を擧げて民族及び國家のために提供し、これによつて規律ある

經濟生活の遂行を確保すべきことは蓋し當然の義務といはねばならぬ、特に全國民がその生活について必要な緊縮を行ふことは最も重要とするところである」と、莊重なる一齣に始まる國家への戦時犠牲精神の昂揚を國民に強調、その奮起を要請してゐる。此の法令の内容は (一) 戦争を阻害する行為、(二) 戦時課税、(三) 戦時賃金、(四) 戦時價格、(五) 終末規定の五章から成つてゐるが、その國民に協力を要望することの大にして且つ峻嚴な點は頗る注目すべきものがある。

八、悪質の經濟違反は死刑

まづ、戦時經濟令第一章「戦争を阻害する行為」においては、その第一條に

一、國民の生活必需品たる原料又は製品を破壊し、轉匿し、留置し、悪意をもつてこれらの需要に對する充足を危険に陥れたるものは懲役又は禁錮に處す、罪狀特に重きときは死刑を宣告することを得

二、正當の理由なくして通貨を留置する者は禁錮をもつて罰す、罪狀特に重きときは懲役に處す

と、規定して、特に罪狀の重いものに對しては死刑をすら宣告したのである。従つて國民經濟を紊す賣惜みや買占めの如きにも、極刑の制裁が課せられることも出来るのである。これは前の價格規定違反の場合における罰金刑の最高額無制限の罰則と共に、こゝに經濟事犯については、體刑たる罰金刑たるを問はず最高の刑罰を課し、もつて戦時下經濟統制違反の絶滅に如何に力點を置いてゐるかを窺はれる。

第二章の「戦時課税」について最も重視されるのは、戦時財政々策を課税においてゐる點である。獨逸では戦費は出来るだけ租税によつて賄ふ方針をとつてゐる。これは我が國の主として公債によつてゐる點と比較して、頗る差異あるものと言はねばならない。

九、所得税の戦時付加税は五割

その第二條において、所得税の増徴につき納税義務者の範圍として「國は所得税の戦時附加税を徴收す」と規定し、所得額二千四百ライヒスマルク（邦貨換算約四千圓）未滿のものについては、所得税戦時附加税を免除してゐるが、それ以上の有資格者についてはその限度を第三條によつて、

- 一、所得税戦時附加税は納税期間の所得税の五〇パーセントとす。
- 二、所得税戦時附加税は所得の一五パーセントを超ゆることを得ず、所得税と所得税戦時附加税とを併せて所得の六五パーセントを超ゆることを得ず。

とし、即ち所得税と戦時附加税とを合計し六割五分まで課することになつてゐる。この他に更に戦時附加税は麥酒、煙草、火酒醸造、沸騰酒に對しても、それぞれ課されてゐるのである。

第三章は「戦時賃銀」についてであつて

第十八條（一）労働管理官及特別管理官は労働大臣の細目的指令に従ひ、労働賃銀を戦争によつて生じた事情の變化に即應せしめ、定率によつて賃銀、給料その他の労働條件を拘束力ある作用をもつて下級より上級に向つて決定す

（二）事業又は事務組織が新設若しくは變更せられ、又は労働者及び使用人が本令效力發生後において従前とは異なる勞務に従事するに至りたるときは同種又は事務組織において行はるゝ又は右の新たな勞務に相應する賃銀、給料額を供與すべきものとす

と規定し、戦時労働賃銀は戦争の變化によつて即應せしめるが、それは強制的な定率によるとし、次に労働者の移動を防止するため従来と違ふ種類の勞務に携つたときは、その新しい勞務の組織による賃銀又はそれに相應しいものでなければならぬとしたほか、更に

（三）殘業、日曜、祭日及び夜業に對する増額は停止せらる

として、戦時下に要求せられる生産擴充のための殘業に對してさへも、それが單なる企業のためのものではない。國家のためのものであるとして強い犠牲と忍耐を要請し、獨逸經濟統制の眞髓を遺憾なく發揮してゐる。

一〇、戦時價格の引下げ

第四章の「戦時価格」では、価格引上禁止令から更に前進し、低物價政策のため價格の騰貴を極力抑制し、

第二十三條 (一) 本令第三章の規定に従ひ商品及び給付について貨銀、經費の低下を見たる各種の商品及び給付に對する價格及び報酬は低下せしむることを要す

(二) 各種の商品及び給付に對する價格及び報酬は將來においては本令第三章の認むる貨銀及び給料以下たることを要す

第二十四條 各種の商品及び給付は工作若くは補助材料、運賃、又はその他の經費によつて釣上ぐることを得ず

第二十五條 拘束價格が一九三四年十一月十日の價格拘束及び必要品騰貴防止令第一條の意味における價格の拘束又はその屬する經濟部門の特殊の要求に基いて經營内において保持せられ又は經營内において採用せられたる生産原價によつて決せられたるものときは之れを引下ぐることを要す

と、價格の引下げを規定し、しかもそれら引下げ又は支出の節減によつて生じた貨銀額は、一九三九年十月十一日の戦時經濟令第四章(戦時價格)の施行令によつて、次のやうに國庫へ納入を命じたのである。

第一條 企業者は戦時經濟令第十八條第三項によつて今後支拂はざる貨銀増額を國(財務金庫)に納入することを要す

第二條 (一) 企業者は戦時經濟令第十八條第一項及び第四項に基く措置に依つて節減せらるゝ貨銀額を國に納入することを要す。

かくの如く獨逸經濟統制は、先づその統制の必要なる所以を強調し、強大な罰則と戦時課税の強化、貨銀、價格を抑制、もつて戦時目的に結集してゐるのである。

第五章 八・一一料金停止と全國料金一覽表

戦時統制經濟の基礎は低物價政策を基幹として樹立されねばならぬことは屢々前述した通りである。此のため政府においても支那事變以來物價騰貴の抑制に、九・一八價格停止から全面的な公定價格の設定へと終始一貫撓まぬ努力を拂つてゐるのである。併しながら單に價格といつても數萬點に達する夥しい商品の價格に加へて、更に商品以外の各種の價格——例へば修繕料、手間賃、宿泊料等があり、而かもその價格自體の特質から見ても所謂價格の公定に非常な困難を伴ふものが多いのである。従つてこれらの特殊な價格、料金については一應價格等統制令から除外されたのであるが、物價の平衡を保つ上からすると、かゝる價格等が物價騰貴の原因となり低物價政策への障害となる場合が多いのである。

そこで政府はこれらの價格料金へも統制を行ふことになり昭和十六年八月十一日、第十七回國家總動員審議會において、價格等統制令中改正に關する勅令案（以下三勅令案）を付議した結果原案の可決を見、こゝに昭和十六年八月十一日を指定期日として

▲船舶、自動車、自轉車、荷馬車、農器具、ラヂオ、時計、度量衡器、靴の修繕料、▲各種荷役、人夫供給請負、包装荷造請負等の請負料、▲増設及び接続電話の設備料並に維持料、▲船舶に施設する無線通信機器の裝置料、▲不動産の賣買及び賃貸の周旋料、▲大工、左官、墨職、建具職、屋根葺、植木職、ブリキ屋、ペンキ屋、嵩職、井戸掘、石工、鋳工、木挽職の年間賃、▲旅館、下宿の宿泊料、▲新聞、雜誌折込の廣告料、▲劇場、映畫館、娛樂物の入場料、▲家政婦派出料、クリーニング代

等の料金についても總動員法第十九條に基き停止令の發動を見ることになつた外、更に同十六年十月十九日迄を有効期限とする價格等統制令中いはゆる九・一八價格停止の規定（第二條乃至第四條）をも當分の間延長することに決定、緊迫せる國際情勢に即應、低物價政策による國民生活の安定を期し、以つて臨戰態勢の整備に一段の強化を加へたのである。

次表は新たに統制されることになつたこれら手間賃、修繕料、宿泊料等のうち昭和十六年二月現在における全國各府縣下の料金調べで今後の物價統制上の大きな資料である。

なほ本表は料金別分類となつてをり、一府縣で同じ料金を二三に分けて掲げたものもあるがこれは調査區域が違つてゐるためである。大體金額で表示されてゐるが中に指數のみで變動を示したものもある。

一、全國宿泊料金調へ

府縣別種別細別單位	宿泊料金										備考	
	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	備	考	一	二	三		
宮旅	四・七〇	四・七〇	四・七〇	六・〇〇	六・〇〇							
宮同	三・七〇	三・七〇	三・七〇	四・〇〇	四・〇〇							
宮同	三・一〇	三・一〇	三・一〇	三・七〇	三・七〇							
宮同	三・一〇	三・一〇	三・一〇	三・七〇	三・七〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
宮同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
城同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇							
秋旅	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇							
秋同	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇							
田旅	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇							
田同	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇							

業者ノ協定

府縣別種別細別單位	宿泊料金										備考	
	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	備	考	一	二	三		
山旅	一・〇〇	一・〇〇	一・一〇	一・一六	一・〇〇							
山同	一・〇〇	一・一〇	一・一〇	一・一六	一・一六							
茨旅	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇							
茨同	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇							
城旅	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・五〇	二・五〇							
城同	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・五〇	二・五〇							
栃木宿	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇							
栃木同	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇							
群馬旅	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇							
群馬同	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇							
埼玉旅	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇							
埼玉同	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇							
千葉旅	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇							
千葉同	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇							

昭和十二年ヲ百トセル指數

第五章 八・一一料金停止と全國料金一覽表

一五五

一五四

府縣別種別	別細別	單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
福井	同	三等	二・二〇	二・二〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
滋賀	旅	上	三・〇三	三・一九	三・五二	四・一〇	
		中	二・五〇	二・五八	三・二六	二・八五	
		下	一・一〇	一・三五	一・五〇	一・七五	
兵庫	旅	二	二・五〇	二・五〇	三・〇〇	三・〇〇	
		二	二・五〇	二・五〇	二・〇〇	三・〇〇	
鳥取	同	温泉旅館	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
		普通一泊二食	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇
鳥取	同	最低一泊二食	三・五〇	三・五〇	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇
		最高一泊二食	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇
取	同	普通一泊二食	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
		最低一泊二食	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
取	同	最高一泊二食	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
		二流旅館	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇

川	香				山口	廣島	取	鳥
同	同	同	同	同	同	同	同	同
貨泊	館				館	館	宿	宿
甲人口二萬以上	二食以上	三食以上	同	二食以上	二食以上	二食以上	一日三食	普通一泊二食
上	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最低一泊二食
二	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
三	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
四	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
五	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
六	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
七	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
八	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
九	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
十	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
十一	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
十二	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
十三	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
十四	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
十五	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
十六	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
十七	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
十八	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食
十九	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	普通一泊二食
二十	十萬以上	二十萬以上	三十萬以上	二十萬以上	十萬以上	一萬以上	一日三食	最高一泊二食

第五章 八・一料金停止と全國料金一覽表

昭和十一年百
トス
四割ノ騰貴率

府縣別種別細別單位 十二年 十三年 十四年 十五年 十六年 備考

香		川		福		岡	
同	同	同	同	同	同	同	同
乙人口二萬以	上人口十	六疊一人口十	萬以上	人口二萬以內	特等	甲	乙
下	中	上	下	中	上	下	中
下	中	上	下	中	上	下	中
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
四・五〇	二五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇

福		岡		大		分		宮崎		沖繩	
四等旅館	下	水	同	同	同	同	同	下	宿	宿	宿
上	中	最高	中	最低	同	同	同	中等	一等	一等	一等
下	中	上	下	中	下	中	下	下	下	下	下
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・五〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

第五章 八・一 料金停止と全國料金一覽表

府縣別種	別細	別單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	備考
沖繩	同	二等	一・四〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	同
	同	三等	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	同	
	同	四等	・七五	・七五	・七五	・七〇	同	

二、全國サービス料調

山形	待合	料理屋	栃木	女中	埼玉	宿泊料ニ付	千葉	旅館ノ茶代	東	普通飲食店	特殊飲食店
100	100	100	・五〇	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	・六〇	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	・七〇	100	100	100	100	100	100	100	100
200	200	200	・七〇	100	100	100	100	100	100	100	100
200	200	200	・七〇	100	100	100	100	100	100	100	100

昭和十二年ヲ百トセル指數

料率トス

女中祝儀一割
程度
客一人拾錢或
ハ二割乃至三割
二割

神奈川	茶代	山	遊具料	一等店	二等店	三等店	四等店	長野	旅館茶代	新	旅館茶代	甲	乙	新	サービス料	丁	愛	料理店女中	上級	愛	旅館女中	上級	知	給仕婦	上級	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

勤定額ニ付

宿泊金額ノ二割

一六五

第五章 八・一料金停止と全國料金一覽表

府縣別種	別細	別單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	備考
三重	サービス							二〇〇 宿泊料二〇% 徴收ス
富山	旅館							
福井	藝者玉代	一時間	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	二・二五		
滋賀	宿屋茶代		・八五	・八五	・八五	一・二		
兵庫	同	一泊 一人	・三〇	・三〇	・三〇	・三〇		
鳥取	旅館	宿泊料ニ付テ	自一割五分 至二割	一割五分	二割五分	一割		
廣島	仲居女給		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		昭和十一年百 トス
山口	旅館茶代	宿泊料ニ對シテ				二割		
香	旅館		不明	不明	不明	二割五分		
川	料理店酒場	當番一人 番外一人	・三〇	・三〇	・三〇	・三〇		
川	藝妓花代	一時間 人口十萬以上 稅共 人口二萬以下	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三		
福	ホテル	宿泊料ニ對シテ	一割	一割	一割	一割		
岡	旅館		二割五分	二割五分	三割	三割		

三、全國手間賃調

府縣別種	別細	別單位	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	備考
福岡	カフェー	支拂金額	三割	三割	三割五分	三割五分		
大	宿屋	宿料	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ	二割	二割	
大	料理	飲食代	同	同	同	一割	一割	
分	旅館	宿料	同	同	同	二割	二割	
宮崎	藝妓	一人 一時間	・七〇	一・一〇	一・一〇	一・三〇		
東	同	取下	二・九〇	三・三〇	四・五〇	四・〇〇		
東	同	請負	自一・五〇 至三・五〇	三・〇〇	三・〇〇	七・〇〇		
京	植木職	取額	自二・四〇 至二・八〇	二・四〇	三・〇〇	三・〇〇		
京	同	拂額	自二・一〇 至二・六六	二・一〇	二・九〇	三・三三		

第五章 八・一一料金停止と全國料金一覽表

第五章 八・一一料金停止と全国料金一覽表

川奈神		山		梨		長		野		靜		岡	
土	石	大	左	屋	大	左	大	植	壘	大	左	大	建
工	工	工	工	根	工	工	工	木	職	職	官	職	具
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職
二・四〇	三・〇〇	一・七〇	一・五〇	一・四〇	一・四〇	一・六〇	一・四四	一・五二	一・七二	一・五二	二・八〇	二・六〇	二・五〇
二・四〇	三・〇〇	二・七〇	二・〇〇	二・〇〇	一・八〇	一・七二	一・六五	一・七四	一・七九	一・七〇	二・八〇	二・八〇	二・五〇
三・一〇	三・六〇	一・二〇	三・〇〇	三・五〇	三・五〇	二・二二	二・一四	二・二六	二・三〇	二・一〇	三・〇〇	三・〇〇	二・七〇
三・一〇	三・六〇	一・八〇	四・〇〇	三・五〇	三・五〇	二・六八	二・五七	二・四四	二・四六	二・四三	三・三〇	三・三〇	三・〇〇
—	—	二・五〇	三・五〇	三・二〇	三・五〇	—	—	—	—	—	—	—	一七一

川奈神		葉		千		玉		埼		群馬	
植	左	壘	植	左	大	左	大	壘	大	左	官
木	工	職	木	官	工	官	職	工	職	職	官
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職
二・五〇	三・〇〇	二・三〇	二・〇〇	二・五〇	二・五〇	二・六〇	二・五〇	二・五〇	二・六〇	二・四〇	一・七〇
二・五〇	三・〇〇	二・七〇	二・三〇	二・五〇	二・五〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	二・五〇	三・〇〇	一・七〇
三・〇〇	三・六〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	二・八〇	三・〇〇	二・八〇	三・三〇	二・二〇
三・〇〇	三・六〇	三・五〇	三・〇〇	三・五〇	三・五〇	三・〇〇	二・六〇	三・〇〇	二・八〇	三・三〇	二・三〇
—	—	三・五〇	三・〇〇	三・五〇	三・五〇	—	—	—	—	—	二・三〇

第五章 八・一料金停止と全圖料金一覽表

本	熊		岡		福		川		香					
	引越屋	メツセンチャイ	附添職	家政婦	植木職	フリキ職	壘職	左官	大工	フリキ職	植木職	左官	大工	
1.00	0.70	0.10	1.00	1.00	2.10	3.00	1.90	2.10	2.10	2.10	1.10	1.10	2.00	1.10
1.00	0.70	0.10	1.00	1.00	2.10	3.50	1.80	2.10	2.10	2.10	1.10	1.10	2.00	1.60
1.50	0.80	0.30	1.50	1.30	3.00	4.00	2.10	2.10	2.10	3.00	1.70	1.80	2.50	1.80
2.00	0.80	0.50	1.50	1.30	3.50	2.80	2.40	2.90	2.90	3.50	1.70	2.00	2.80	2.50

(1) 家政婦ノ手看
 (2) 附添職、病院點
 (3) 大工、メツセンチャイ、引越屋、分、大、依リ、増加
 (4) 植木、フリキ、壘、左官、大工

鳥取	廣				島		山		口				
	ブリキ職	人夫	大工	左官	石工	浅利貝採取人	壘職	家政婦	大工	左官	植木職	壘職	ブリキ職
2.00	100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
2.10	100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
2.60	100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
2.80	100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110

昭和十一年
 一〇〇トスル
 指數

府縣別種別細別單位
 十二年
 十三年
 十四年
 十五年
 十六年
 備考

第五章 八・一料金停止と全國料金一覽表

職名	本										熊			
	鐵筋工	左官	鍛冶	馬車視人	人夫	石工	大工	同	雜役	鋸工	木挽職	ペンキ職	煉瓦工	石工
	1.50	1.50	2.00	3.00	1.10	1.50	1.70	1.00	1.20	3.00	3.00	2.50	3.00	3.00
	1.60	1.80	2.10	4.00	1.10	1.60	2.10	1.10	1.10	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	2.00	2.50	3.00	5.50	1.50	2.50	3.00	2.50	2.50	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	2.20	2.50	3.50	6.50	1.80	2.60	3.00	2.50	2.80	3.00	3.00	2.80	3.00	3.00
	同	同	同	同	同	同	縣道 港課關係	同	同	同	同	同	同	同

一七九

職名	本										熊		
	左官	大工	同	雜役	同	土工	屋根	石工	左官	大工			
	2.80	2.50	0.80	1.00	0.80	1.50	1.50	1.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
	3.00	1.70	1.00	1.50	1.00	1.70	2.00	2.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	3.20	3.00	1.00	2.00	1.00	2.50	2.50	4.00	3.00	3.00	3.00	4.00	2.00
	2.90	2.80	1.00	2.00	1.00	2.50	2.50	4.00	3.00	3.00	3.00	4.00	3.00
	同	建築關係											

右ハ所請ニ
役ノ場合
シテ五割以
上ハテ請負
ル場合アリ

府縣別種別細別單位
十二年
十三年
十四年
十五年
十六年
備考

一七八